

「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議(資料)

令和6年7月29日(月)
埼玉県教育委員会

目次

1 「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議について

- (1) 有識者会議設置の趣旨と背景について
- (2) 有識者会議委員について
- (3) 有識者会議スケジュールについて(案)
- (4) 意見聴取の観点

2 参考資料

(1) 国・県の動き

- ① 本県における障害のある子供の教育支援(ア)(イ)
- ② 国における特別支援教育の動向(ア)(イ)(ウ)
- ③ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)
- ④ 障害者の権利に関する条約の動き
- ⑤ 埼玉県における特別支援教育の動向(ア)(イ)
- ⑥ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)
- ⑦ 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 抜粋(ア)(イ)
- ⑧ 校長の特別支援教育に関わる教職経験(全特協調査)

(2) 連続性のある多様な学びの場

- ① 埼玉県における特別支援教育の対象児童生徒数の推移
- ② 小中学校等における特別支援学級における児童生徒数と学級数の推移
- ③ 通級による指導を受ける児童生徒数および教室数の推移
- ④ 通級による指導を受ける児童生徒数の比較(公立小・中学校、県立高等学校別)
- ⑤ 埼玉県立高校における「通級による指導」(指定校8校)
- ⑥ 校内委員会の設置状況・個別の支援計画作成状況
- ⑦ 個別の教育支援計画について
- ⑧ 特別支援教育支援員の配置状況
- ⑨ 学校への巡回支援員の派遣状況
- ⑩ 特別支援学校のセンター的機能について

(2) 連続性のある多様な学びの場

- ⑪ 特別支援学校のセンター的機能の実施状況(ア)(イ)
- ⑫ 特別支援教育コーディネーターについて
- ⑬ 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの配置状況
- ⑭ 特別支援教育コーディネーターの資質向上のための研修会の実施状況(総合教育センター特定研修)
- ⑮ 小中学校等地域連携会議の実施状況
- ⑯ 支援籍学習について
- ⑰ 通常学級支援籍学習の主な学習内容
- ⑱ 通常学級支援籍学習を支えるボランティア育成の状況
- ⑲ 高校内分校と高等学校との交流および共同学習の実施状況
- ⑳ 県内公立学校のバリアフリー化の状況(校舎)

(3) 一貫した教育支援

- ① 就学先決定の手続き
- ② 就学後の学びの場の見直しの手続きの流れ
- ③ 市町村教育委員会特別支援教育担当者への支援
- ④ 切れ目のない支援体制の構築に向けた取組の実施状況

(4) 特別支援教育を担う教職員

- ① 埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標
- ② 特別支援学級、通級による指導担当教員の人数推移・構成割合(小・中学校)(ア)(イ)(ウ)
- ③ 埼玉県の公立特別支援学校教員及び特別支援学級担当教員における特別支援学校教諭免許状保有率
- ④ 小・中・高と特別支援学校間の人事交流の人数
- ⑤ 特別支援学級、通級による指導担当者の資質向上のための研修実施状況(総合教育センター特定研修)

1 「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議について

(1) 有識者会議設置の趣旨と背景について

① 有識者会議設置の趣旨

インクルーシブな社会の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人のニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の充実を図るため、[本県における課題や解決の方向性について意見を聴取する](#)。

② 有識者会議設置の背景

- 平成24年、[障害者の権利に関する条約の批准](#)に向け、中教審初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が出された。
- 平成25年、[学校教育法施行令が一部改正](#)され、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」が出された。
- 令和4年、国連障害者権利委員会から[勧告が出され、国は、勧告の趣旨を踏まえ「インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えている」としている](#)。
- 令和5年、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について(通知)」が出された。
- [第4期埼玉県教育振興基本計画](#)において、インクルーシブ教育システムの[構築の視点に立った特別支援教育の推進を位置づけ、連続性のある多様な学びの場の整備を進める](#)こととしている。
- こうした流れを受けて、県の施策を評価し、[これまでの取組をさらに深める](#)必要性がある。

1 「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議について

(2) 有識者会議委員について

番号	分類	氏名	所属・推薦依頼団体等
1	学識経験者	櫻井 康博	平成国際大学 非常勤講師
2		長江 清和	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター 上席総括研究員(兼)センター長
3		名越 斉子	埼玉大学 教育学部 特別支援教育講座 教授
4	医療関係者	高木 学	埼玉県医師会 常任理事
5	福祉関係者	木立 美紀	中央児童相談所 副所長
6	学校関係者	岩田 泉	(埼玉県都市教育長協議会)桶川市教育委員会 教育長
7		関根 光男	(埼玉県町村教育長会)寄居町教育委員会 教育長
8		鈴木 美幸	(埼玉県公立小学校校長会)久喜市立太田小学校 校長
9		田沼 良宣	(埼玉県中学校長会)熊谷市立富士見中学校 校長
10		西野 博	(埼玉県高等学校長協会)県立川越女子高等学校 校長
11		新井 由美子	(埼玉県特別支援学級等設置校校長会)深谷市立岡部小学校 校長
12		小佐野 雅子	(埼玉県特別支援学校長会)県立三郷特別支援学校 校長
13	保護者	新井 孝太郎	埼玉県PTA連合会 副会長
14		曾根 康乃	埼玉県特別支援学校PTA連合会 顧問

1 「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議について

(3) 有識者会議スケジュールについて(案)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有識者会議		第一回		第二回	第三回			第四回		

各回の見通し

第1回:各委員の立場からの意見表明

第2回:第1回意見表明のまとめに基づく中間報告案の確認

第3回:中間報告の確定、最終報告作成に向けた追加意見の表明

第4回:第3回追加意見を踏まえた最終報告案の最終確認

11月下旬
中間報告

3月下旬
最終報告

次期
埼玉県特別支援教育推進計画策定の参考

計画策定後を見据えた取組の参考

1 「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議について

(4) 論点(案)

(1) 連続性のある多様な学びの場の充実の観点

- 小・中・高等学校における障害のある子供の教育支援について
- 特別支援学校のセンター的機能について
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ取組について

など

(2) 早期からの一貫した支援の充実の観点

- 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制について
- 個別の教育支援計画の作成・活用について
- 就学後の学びの場の見直しに係る市町村教育委員会への支援について

など

(3) 特別支援教育を担う教職員の人材育成の観点

- 特別支援教育に係る経験や教職員の専門性について
- 交流及び共同学習を支える人材について
- 特別支援学校のセンター的機能を発揮するための人材や専門性について

など

(1) 国・県の動き ① 本県における障害のある子供の教育支援(ア)

西暦	年	障害者権利条約関連	国の動き	埼玉県の取組等
2003	H15			平成15年度埼玉県特別支援教育振興協議会 ○ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進 ・個別の教育支援計画に基づく教育支援 ・就学支援委員会(仮称)の設置 ・支援籍による新たな学籍管理 ・知的障害養護学校高等部単独校の設置 ・高等学校内に養護学校分校の設置
2004	H16			○「ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進」事業(平成16・平成17年度:試行期) ・支援籍学習など、熊谷市、坂戸市をモデル市としてスタート
2006	H18	「障害者の権利に関する条約」採択	「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について(通知)」	○「ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進」事業(平成18・平成19年度:普及期)
2007	H19		「特別支援教育の推進について(通知)」 「障害者の権利に関する条約」署名	○県立養護学校高等学園2校開校
2008	H20	「障害者の権利に関する条約」発効		○「ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進」事業(平成20・平成21年度:定着期) ○高校内分校3校開校
2009	H21			○埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」策定
2011	H23		障害者基本法の改正	
2012	H24		「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(中央教育審議会初等中等教育分科会報告)	○埼玉県5か年計画(特別支援教育関係主な取組抜粋) ・発達障害児に対する支援体制の整備 ・特別支援学校における医療的ケアの実施 ・特別支援学校高等部生徒に対する自立に向けた職業教育の実施 ・特別支援学校における教育活動の充実を図るための教室不足の解消 ・ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進するための支援籍学習の実施 ・障害のある幼児の幼稚園への就園機会を拡大するための特別支援教育の促進
2013	H25		・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 ・「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」 ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」 ・教育支援資料	

(1) 国・県の動き ① 本県における障害のある子供の教育支援(イ)

西暦	年	障害者権利条約関連	国の動き	埼玉県の取組等
2014	H26	「障害者の権利に関する条約」批准		<ul style="list-style-type: none"> ○第2期埼玉県教育振興基本計画策定(H26～H30) ○学校教育法施行令の一部改正を踏まえた『埼玉県就学事務手続実施要項(平成26年7月1日版)の一部改訂 ○文部科学省委託事業～27「インクルーシブ教育システム構築事業」「早期からの教育相談・支援体制構築事業」 ・早期からの教育相談・支援体制づくりに向けたモデル研究 ・合理的配慮の研究 ・小中学校における特別支援教育推進専門員による巡回型の指導・支援 ・高等学校における巡回支援
2016	H28	第1回政府報告提出	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について(通知)	<ul style="list-style-type: none"> ○県立特別支援学校における「平成30年度当初(平成29年度実施) 就学に係る相談」について(通知) ・H25学校教育法施行令の一部改正、障害者差別解消法施行を踏まえた見直し
2017	H29		通級指導に係る教員定数基礎定数化(義務標準法改正)	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県5か年計画(特別支援教育関係主な取組抜粋) ・特別支援学校による専門的な知識・技能を生かした小・中学校等への相談・支援 ・発達障害など特別なニーズのある子供の教育的支援 ・障害のある幼児の幼稚園等への就学機会を拡大するための特別支援教育の促進 ・特別支援学校などにおける医療的ケアの実施
2018	H30		・第3期教育振興基本計画 高等学校等における通級指導制度化(平成28年12月 学校教育法施行規則改正)	<ul style="list-style-type: none"> ○県立高等学校における通級の実施
2019	H31/R1			<ul style="list-style-type: none"> ○第3期埼玉県教育振興基本計画策定(R1～R5) ○埼玉県特別支援教育環境整備計画(R1～R3)
2021	R3		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」 ・令和3年1月中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」 ・令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について(通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ○高校内分校1校開校
2022	R4	第1回政府報告に関する 障害者権利委員会の総括所見	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) <令和4年4月27日付け4文科初第375号文部科学省初等中等教育局長通知> 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について」(通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県5か年計画(特別支援教育関係主な取組抜粋) ・共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実 ・特別支援学校による専門的な知識・技能を生かした小・中学校等への相談・支援 ・発達障害など特別なニーズのある子供の教育的支援 ・障害のある幼児の幼稚園等への就園機会を拡大するための特別支援教育の促進 ・特別支援学校などにおける医療的ケアの充実 ○埼玉県特別支援教育推進計画策定(R4～R6) ○高校内分校3校開校
2023	R5		<ul style="list-style-type: none"> ・第4期教育振興基本計画審議 ・「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について(通知)」<4文科初第2441号令和5年3月13日> 	<ul style="list-style-type: none"> ○高校内分校3校開校
2024	R6		・第4期教育振興基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ○高校内分校3校開校

(1) 国・県の動き ② 国における特別支援教育の動向(ア)

平成18年12月 **国連総会において「障害者権利条約」を採択**

- ・ 障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定
 - ◆ 障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）の禁止
 - ◆ 障害者が社会に参加し、包容されることを促進 など（教育分野）
- ・ インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など

平成19年4月 **特別支援教育の本格的実施（平成18年3月 学校教育法等改正）**

- ・ 「特殊教育」から「特別支援教育」へ
- ・ 特別支援学校のセンター的機能
- ・ 盲・聾・養護学校から特別支援学校
- ・ 幼・小・中・高・特における特別支援教育 など

平成19年9月 **「障害者権利条約」署名**

平成23年8月 **「改正障害者基本法」施行（障害者権利条約対応）**
（教育分野 第16条）

- ・ 十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実
- ・ 本人・保護者の意向を可能な限り尊重
- ・ 交流及び共同学習の積極的推進 など

平成24年7月 **「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」**
（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）

- ・ 就学相談・就学先決定の在り方
- ・ 合理的配慮、基礎的環境整備
- ・ 多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進
- ・ 教職員の専門性向上 など

平成25年9月 **就学制度改革（平成25年8月 学校教育法施行令改正）**

- ・ 「認定就学」制度の廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）
- ・ 柔軟な転学 など

(1) 国・県の動き ② 国における特別支援教育の動向(イ)

平成26年1月	「障害者権利条約」 批准
平成28年4月	「障害者差別解消法」 施行（平成25年6月制定） ・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務 など
平成28年8月	「改正発達障害者支援法」 施行（平成28年6月公布） ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援実施 ・個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進など
平成29年3月	通級指導に係る教員定数基礎定数化（義務標準法改正） ・平成29年度より10年かけて小・中学校の通級に係る教員の加配定数分を基礎定数化
平成30年2月	「心のバリアフリー学習推進会議」 提言 取りまとめ ・学校における交流及び共同学習の推進方策 ◆心のバリアフリーに関する事業の充実・全国への取組普及 ◆教育委員会が中心となった、関係団体等と連携したネットワークの形成促進 など
平成30年4月	高等学校等における通級指導制度化（平成28年12月 学校教育法施行規則改正）
平成30年8月	「個別の教育支援計画」 を作成することについて省令に規定（学校教育法施行規則改正）
令和3年1月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」 報告 公表 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）公表

(1) 国・県の動き ② 国における特別支援教育の動向(ウ)

令和3年6月	「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(旧：教育支援資料)改定・公表
令和4年3月	特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告 公表
令和4年4月	「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(通知)
令和4年5月	「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」を設置
令和4年7月	「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について」(通知)
令和5年3月	「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について」(通知)

③ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)

(平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会)

- 1 共生社会の形成に向けて
- 2 就学相談・就学先決定の在り方について
- 3 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
- 4 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- 5 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

○障害者の権利に関する条約によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

○ 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。

○インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

○ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

(1) 国・県の動き ④ 障害者の権利に関する条約の動き

2006年 障害者権利条約が国連で採択

2007年 日本が条約に署名→(国内法の整備)

2011年 障害者基本法の改正

2012年 障害者総合支援法の制定

2013年 障害者差別解消法の制定

2014年 障害者権利条約に批准

2016年 第1回政府報告

2019年 障害者権利委員会より締結国に対して
質問票が送付

2021年 初回の日本政府報告に関する質問事
項への回答案作成

2022年 障害者権利委員会が総括所見を公表

障害者権利条約対日審査勧告(第24条・教育部分)抜粋(仮訳)②要請(抜粋)

(a) 国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、分離特別教育を終わらせることを目的とし、障害のある子どもがインクルーシブ教育を受ける権利を認識すること。

(b) すべての障害のある子どもに対して通常の学校へのアクセシビリティを確保すること。また、通常の学校による、障害のある児童／生徒の通常の学校への通学拒否が禁止されていることを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び特別学級に関する政府の通知を撤回すること。



2022年9月13日 永岡文部科学大臣 会見録(抜粋)

引き続きまして、勧告の趣旨を踏まえまして、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。

これまでの文部科学省では、このインクルーシブ教育システムの実現に向けまして、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、それから、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これらを両輪として取り組んでまいりました。

特別支援学級への理解の深まりなどによりまして、特別支援学校ですとか特別支援学級に在籍するお子様が増えている中で、現在は多様な学びの場において行われます特別支援教育を中止することは考えてはおりませんが、(略)、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいり所存でございます。

(1) 国・県の動き ⑤ 埼玉県における特別支援教育の動向(ア)

平成21年1月

埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」策定

【基本目標1】確かな学力と自立する力の育成、【施策】特別支援教育の推進

【取組】・ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進

- ・特別支援教育の体制整備
- ・特別支援学校の教室不足などへの対応
- ・障害児の潜在的能力の開発と就労支援の推進

平成26年7月

第2期埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」策定

【基本目標1】確かな学力と自立する力の育成、【施策】特別支援教育の推進

【取組】・共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実

- ・小・中学校、高等学校などにおける特別支援教育の体制整備
- ・障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の充実

平成31年3月

第3期埼玉県教育振興基本計画－豊かな学びで、未来を拓く埼玉教育－策定

【目標V】多様なニーズに対応した教育の推進

【施策13】障害のある子供への支援・指導の充実

【取組】・共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実

- ・特別支援学校教諭免許状の取得促進
- ・小・中学校、高等学校などにおける特別支援教育の体制整備
- ・障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進
- ・障害のある子供たちの生涯学習の推進

平成31年3月

「埼玉県特別支援教育環境整備計画」策定

以下の2点に重点を置いた計画として策定

- ・知的障害特別支援学校における在籍児童生徒数の増加を踏まえた「教育環境の整備」
- ・特別な教育的支援を必要としている児童生徒が在籍している全ての学校において、特別支援教育を推進するための「人材育成」

(1) 国・県の動き ⑤ 埼玉県における特別支援教育の動向(イ)

令和4年3月

「埼玉県特別支援教育推進計画」策定

特別支援教育を総合的に推進するため、基本的な考え方や取組を定めた計画を策定

【目標Ⅰ】 連続性のある「多様な学びの場」の充実

【目標Ⅱ】 特別支援教育を担う教職員の専門性向上

【目標Ⅲ】 教育環境の整備

【目標Ⅳ】 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

令和6年7月

第4期埼玉県教育振興基本計画－豊かな学びで、未来を拓く埼玉教育－策定

【目標Ⅴ】 多様なニーズに対応した教育の推進

【施策13】 障害のある子供への支援・指導の充実

【取組】 ・インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進

・教職員の特別支援教育に関する専門性向上

・特別支援学校などにおける医療的ケアの充実

・障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進

・障害者雇用の推進

・障害のある子供たちの生涯学習の推進

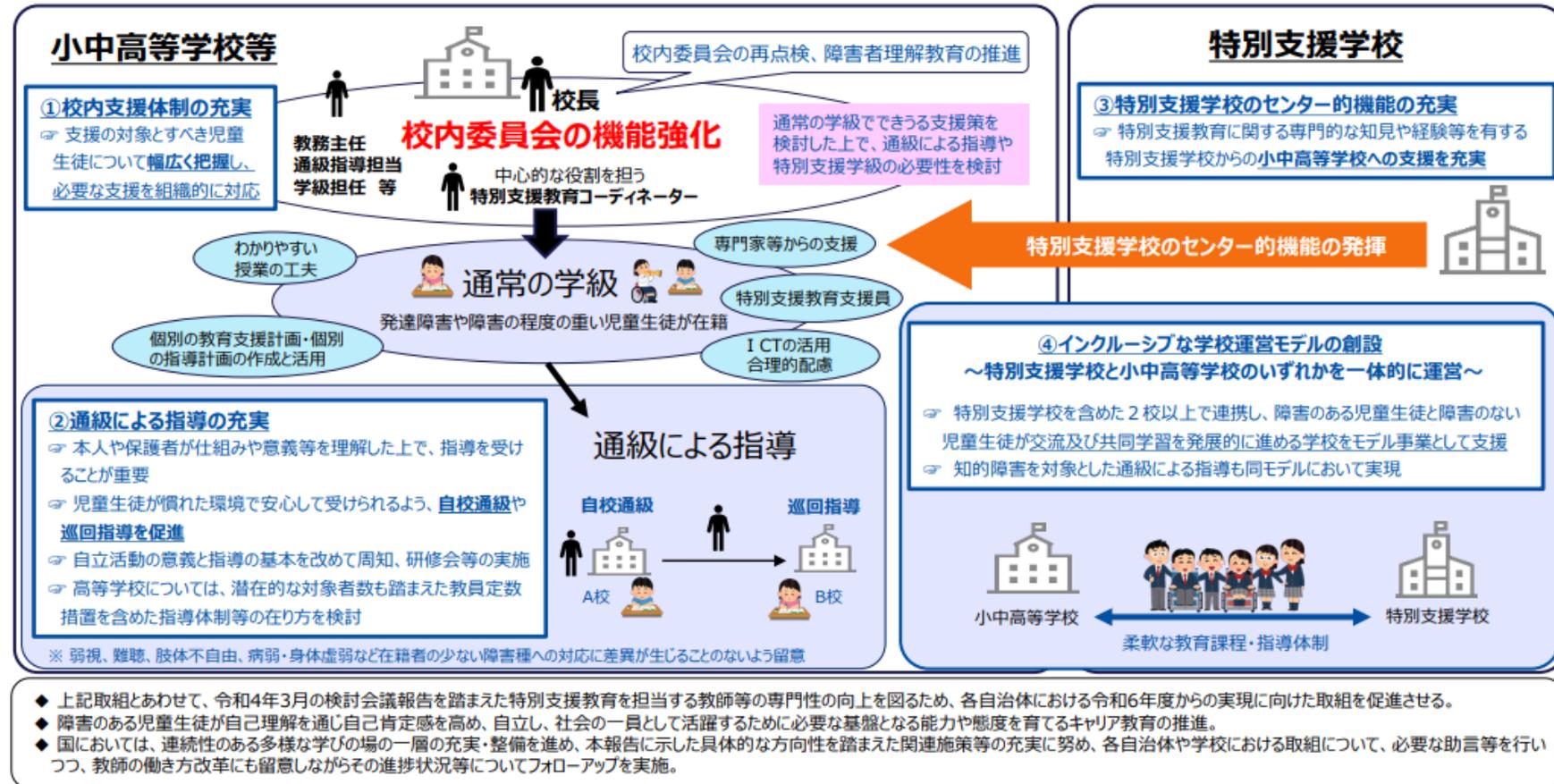
通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

(令和5年3月13日)

別添2

現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要



(1) 国・県の動き ⑦ 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 抜粋(ア)

(令和4年3月31日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)

IV. 教師の専門性の向上のための具体的方向性

1. 全ての教師

(特別支援教育の知見や経験を蓄積)

○校長は、校内の通常の学級と、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校との間で、交換授業 や授業研究をするなどして、特別支援教育経験者を計画的に増やす体制の構築に努めること。

○任命権者及び校長は、**全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験**することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること。合わせて、採用から10年以上経過した教師についても、特別支援教育に関する経験を組み込むよう努めること。

2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師

(採用、配置の在り方)

○特別支援学校教諭免許状の取得に向けた免許法認定講習等を学びの機会として活用すること。

(人事交流の促進)

○特別支援学校との**人事交流等の工夫を通じて**、主体的に学びを深めることができる環境づくりを進めていくことが重要である。

(小学校等における特別支援教育コーディネーターの充実)

○特別支援学級の担任が主に担っている実態があるが、特定の教師に負担が偏ることなく、また、**特別支援教育コーディネーターの役割が十分に発揮されるような人材の配置と、研修等の支援体制**を構築することが必要である。

(1) 国・県の動き ⑦ 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 抜粋(イ)

(令和4年3月31日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)

3. 特別支援学校の教師

(特別支援学校の教師の免許状保有率の向上)

○国は、教育委員会における特別支援学校教諭免許状取得に向けた優れた取組(免許取得計画の作成や単位修得状況の把握等)を展開すること。

(人事交流の促進)

○ 特別支援学校における幅広い勤務経験に加え、様々な教育現場を経験することにより、各教科等における指導力の向上等、教師としての資質能力の幅を広げるため、小中学校等への人事交流を通じて、一人一人の教師が主体的に学ぶことができる環境づくりを進めていくことが重要である。

(特別支援学校におけるセンター的機能及び特別支援教育コーディネーターの充実)

○ 特別支援学校は、学校教育法第74条に基づくセンター的機能を効果的に発揮するため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが重要な役割を担っており、地域によっては、域内の教育資源の組み合わせの中でコーディネーター機能を発揮し、指導・支援機能を拡充するなどの取組も推進されるなど、その運用や役割等について様々な特色が見られる。

(1) 国・県の動き ⑧ 校長の特別支援教育にかかわる教職経験(全特協調査)

特別支援学級及び通級指導教室設置校における、小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験について、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で70.0%、中学校で73.2%(令和4年度)。

○令和4年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査

調査対象:各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室を設置する小・中学校の校長 ※同協会の各地区理事を通じて約10%の学校を抽出
校種別の回答学校数(単位:校) *表中の(%)は項目ごとの合計における割合を指す

小学校	中学校	義務教育学校	合計
1,027(約70%)	429(約29%)	8(約1%)	1,464

調査結果:校長自身の特別支援教育にかかわる教職経験(単位:%)

	通級による指導での 教職経験 有	特別支援学級での 教職経験 有	特別支援学校での 教職経験 有	特別支援学級等での 教職経験 無
小学校	4.3%	24.5%	9.3%	70.0%
中学校	3.0%	21.7%	6.8%	73.2%
義務教育学校	0%	12.5%	0.0%	87.5%

(出典)令和4年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査報告書
(全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査部、令和5年1月)

(2) 連続性のある多様な学びの場 ① 埼玉県における特別支援教育の対象児童生徒数の推移

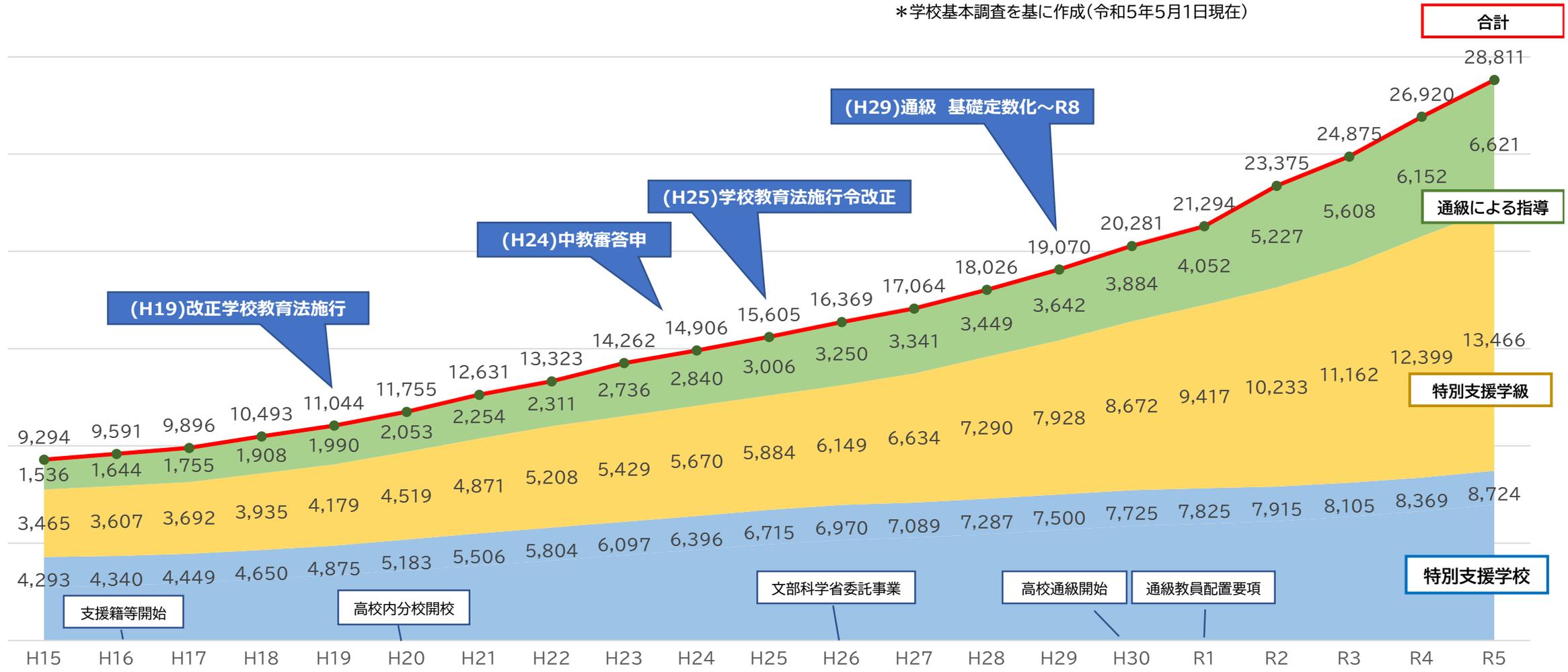
本県における障害のある児童生徒の現状

障害のある児童生徒の推移 (単位：人)

小・中学校段階における特別支援学校・特別支援学級の在籍率 (R5)

	特別支援学校	特別支援学級
全国	1.20%	4.00%
埼玉県	1.24%	2.49%

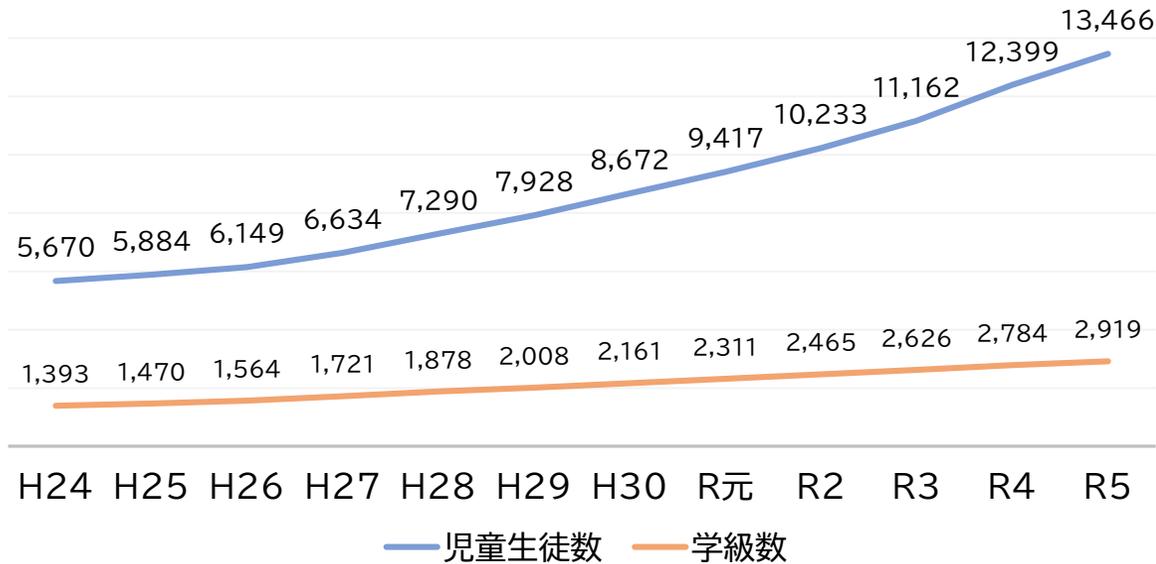
*学校基本調査を基に作成(令和5年5月1日現在)



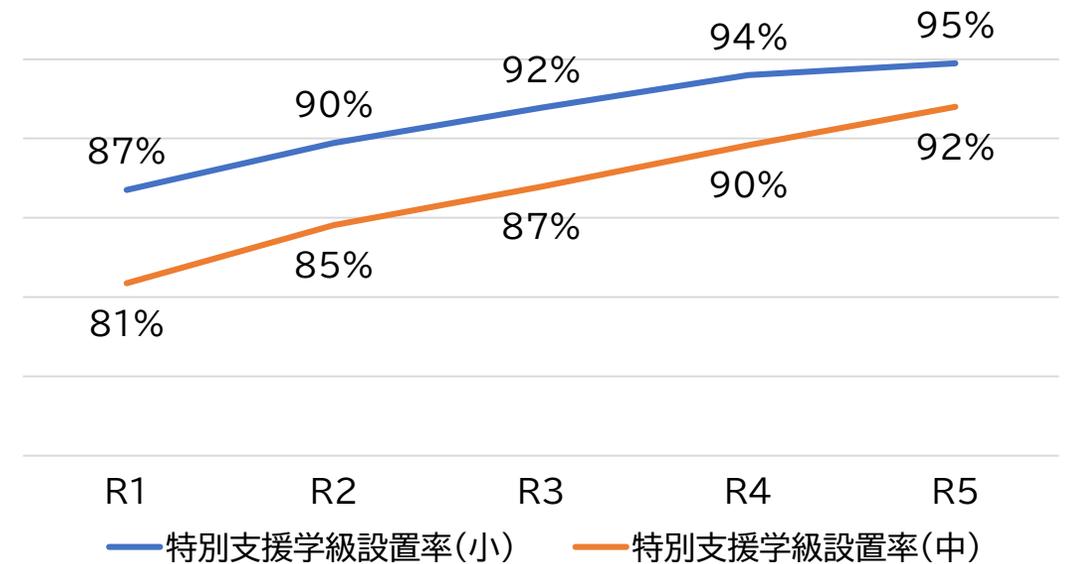
*通級による指導を受ける児童生徒数にはH30～R3の高等学校の生徒数を含む。R4～R5の生徒数は未公表

(2) 連続性のある多様な学びの場 ② 小中学校等における特別支援学級における児童生徒数と学級数の推移

小中学校等特別支援学級児童生徒数・学級数の推移

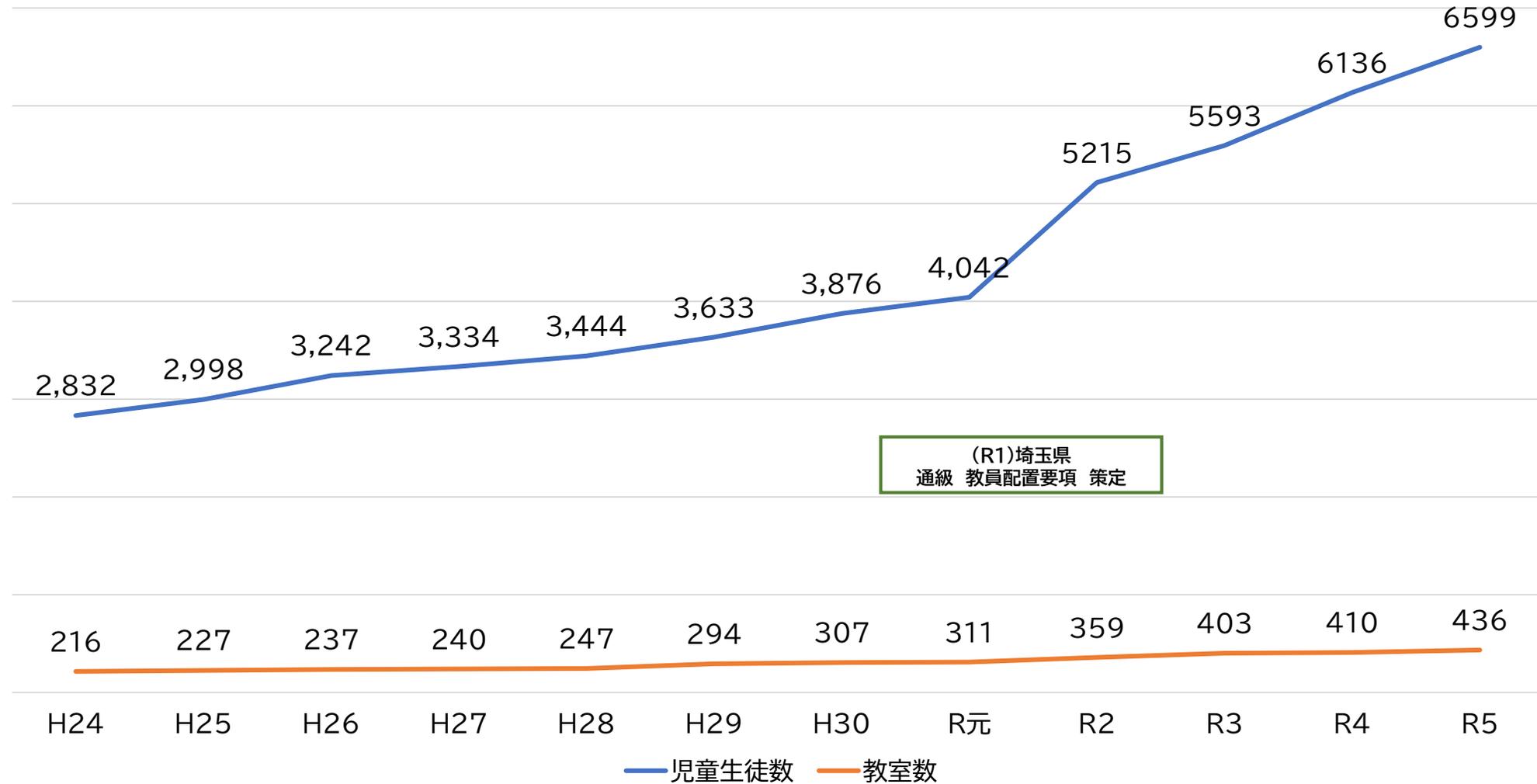


特別支援学級設置率



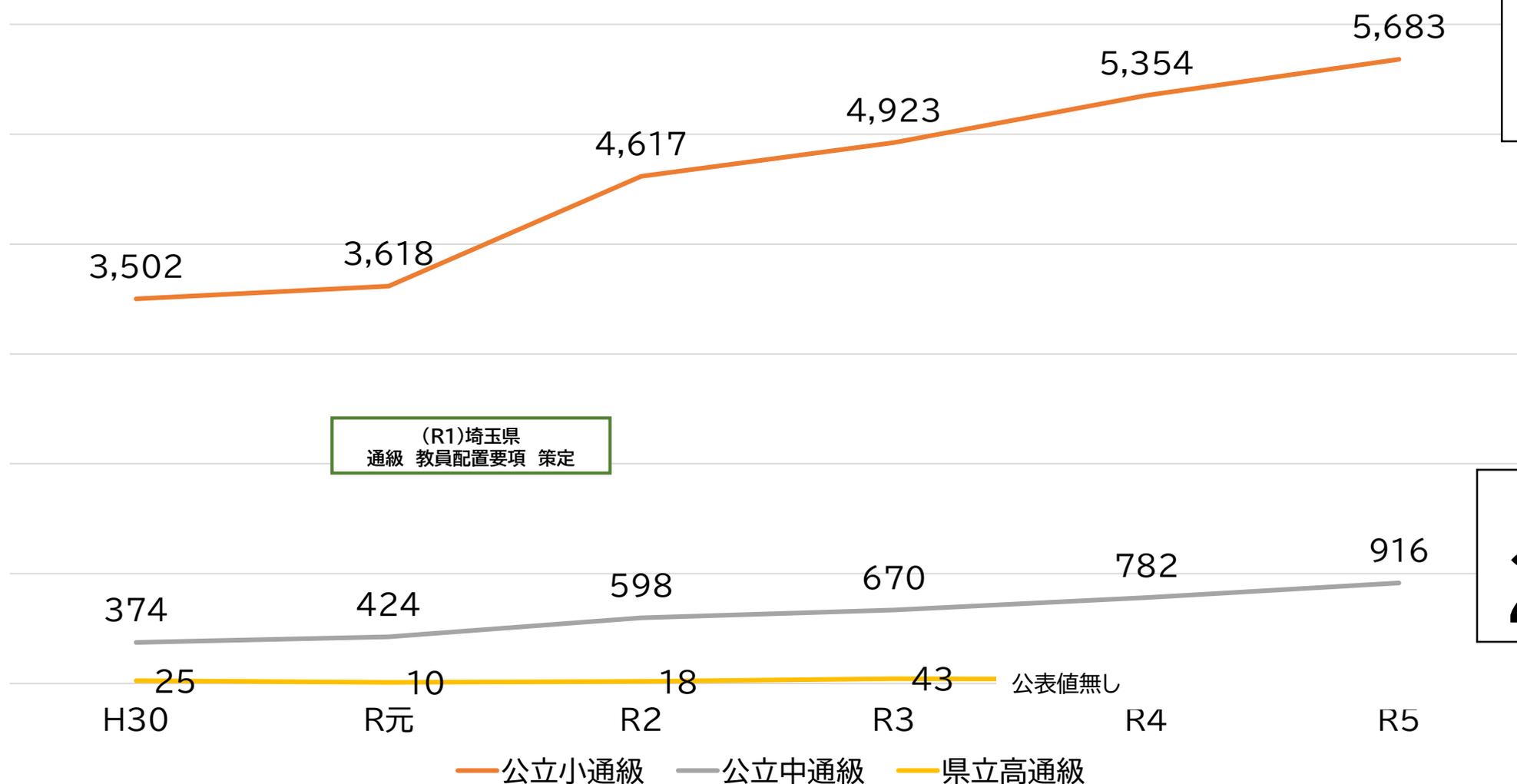
(2) 連続性のある多様な学びの場 ③ 通級による指導を受ける児童生徒数及び教室数の推移

小中学校等通級による指導を受ける児童生徒数・教室数の推移



(2) 連続性のある多様な学びの場 ④ 通級による指導を受ける児童生徒数の比較(公立小・中学校等別)

通級による指導を受ける児童生徒数(小・中・高別)



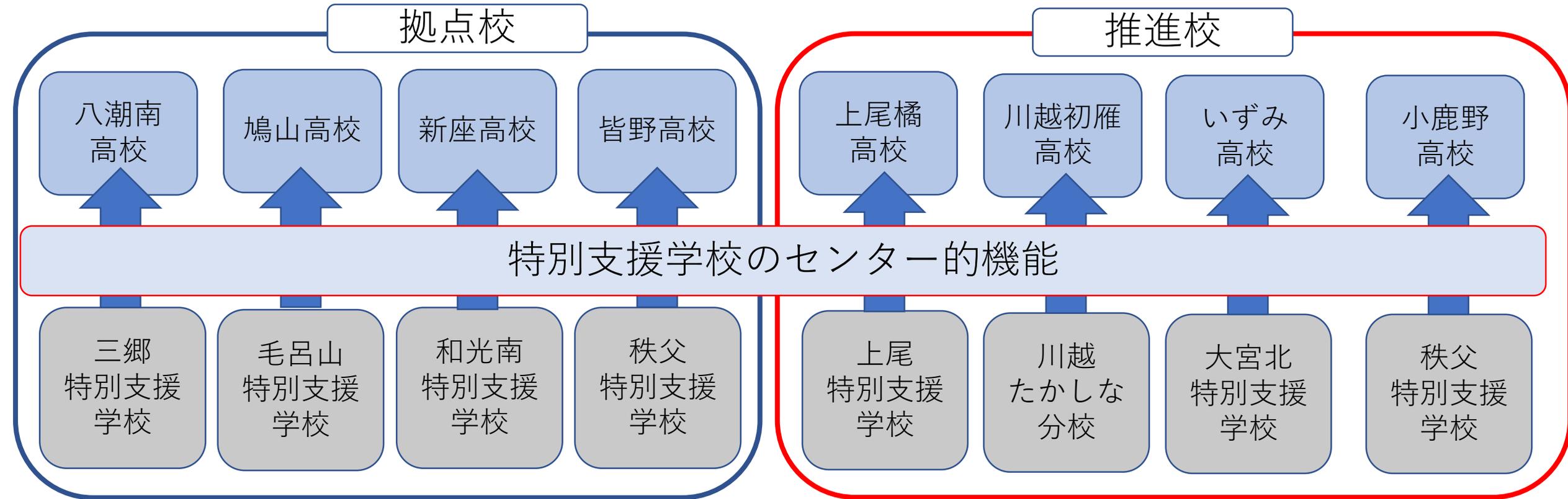
(R1)埼玉県
通級 教員配置要項 策定

H30→R5
1.6倍

H30→R5
2.4倍

拠点校:モデル研究の成果を踏まえて、通級による指導を実施。

推進校:拠点校の協力のもと、通級による指導を実施。



特別支援学校はセンター的機能として、通級による指導に係る指導、助言等を行う。

(2) 連続性のある多様な学びの場 ⑥ 校内委員会の設置状況・個別の支援計画作成状況

令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果及び令和4年度 特別支援教育に関する調査結果

令和4年度 特別支援教育に関する調査結果について(別添2)より 埼玉県抜粋

令和4年5月1日現在

	小学校	中学校	高等学校
校内委員会の設置	100	100	100
個別の支援計画作成(a:特別支援学級)	100	99.9	-
個別の支援計画作成(b:通級による指導)	100	100	100
個別の支援計画作成(c:ab以外※)	81.6	71.2	100

※特別支援教育に関する校内委員会の設置について

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

(平成19年4月1日付け「19文科初第125号」特別支援教育の推進について(通知)より)

※ c「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

(2) 連続性のある多様な学びの場 ⑦ 個別の教育支援計画について

個別の教育支援計画とは

障害のある児童生徒等について、**家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、**長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために作成する計画。

*特別支援学校や特別支援学級の児童生徒等、通級による指導を受ける児童生徒については全員作成することとされている。

埼玉県では、**教育支援プランA**と呼んでいる。

作成例

小教員



作成・評価・見直し

引継ぎ

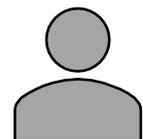
中教員



作成・評価・見直し

引継ぎ

高教員



作成・評価・見直し

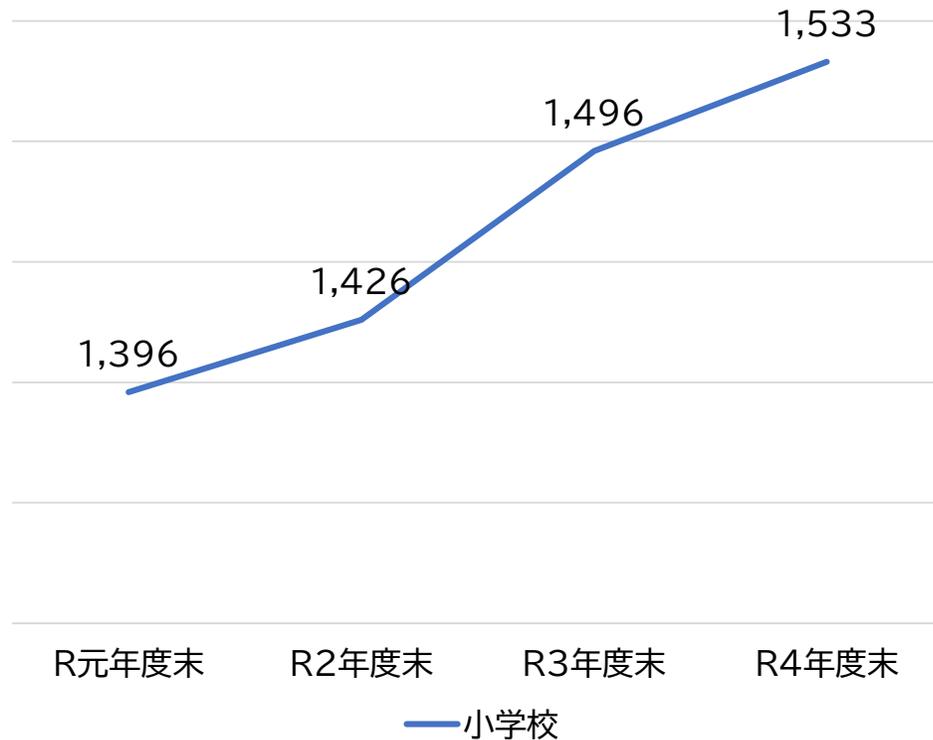
教育支援プランA（個別の教育支援計画）

ふりがな		性別	生年月日	取扱注意
本人氏名		住所		
ふりがな		TEL		
保護者等氏名				
対象期間	令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 () まで3年間			
作成年度	学 校 名	校長名	学部・学年・組	記入者名
1				
2				
3				
特別な教育的ニーズ				
(追加)				
本人・保護者等の合理的配慮の実施内容				
(追加)				
教育機関の支援	所 属 校	目 標 ・ 機 関 名	支 援 内 容	評 価
	(追加)			
	就学支援委員会の助言内容			
(追加)				
支援種、交流及び共同学習				
(追加)				
関係機関の支援	機 関 名	支 援 内 容		
	医療・保健			
	(追加)			
	福祉・労働			
(追加)				
家庭・地域				
(追加)				
本人のプロフィール	障害の状況			
	これまでの支援内容			
	生育歴			
	療育歴			
	教育歴			
相談歴				
諸検査				
その他				

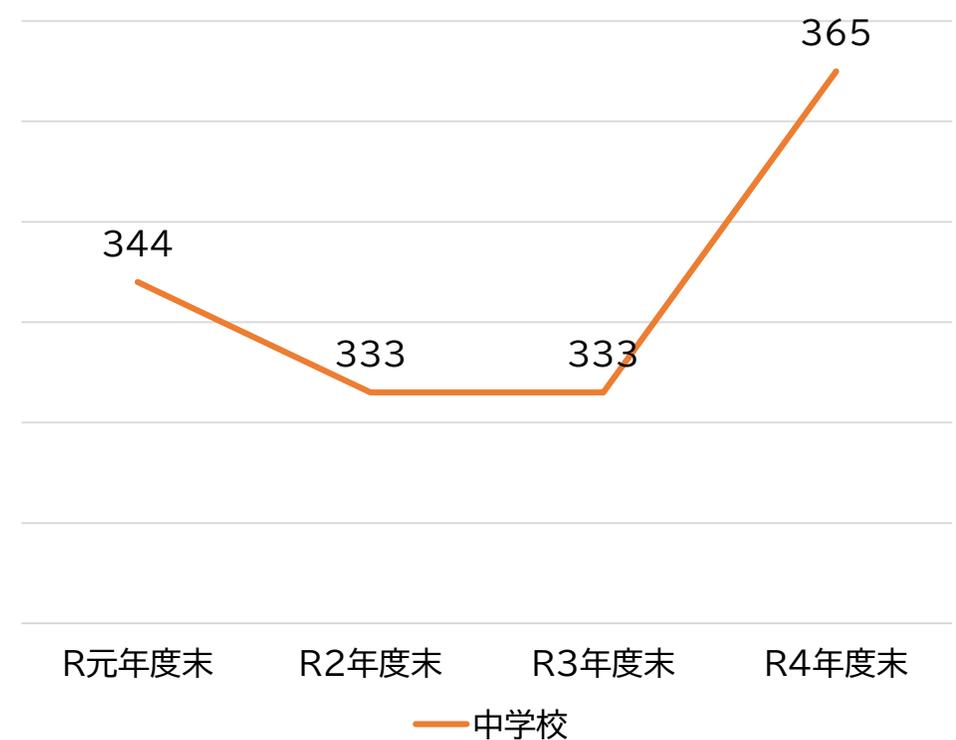
(注)療育手帳 ㊸ の記号については、[挿入]→[記号と特殊文字]で表示される。

(2) 連続性のある多様な学びの場 ⑧ 特別支援教育支援員の配置状況

県内小学校における
特別支援教育支援員の配置状況(人数)



県内中学校における
特別支援教育支援員の配置状況(人数)



特別支援教育支援員とは

教育上特別の支援を必要とする児童生徒の学習又は生活上必要な支援に従事する職員として、学校教育法施行規則第65条の6に規定。

【主な職務内容例】 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助、学習支援、学習活動、教室間移動等における介助、健康・安全確保、周囲の児童生徒の障害理解促進

(2) 連続性のある多様な学びの場 ⑨ 学校への巡回支援員の派遣状況

小・中学校への巡回支援の実施状況

- <対象> 小学校及び中学校
- <取組> 特別支援学級等担当者への巡回指導
- <目的> 退職教員等(特別支援教育推進専門員)を活用した巡回指導により、**特別支援教育を担う人材の育成、教員(通常の学級を含む)の指導力の向上、校内支援体制の充実を図る。**

	R1	R2	R3	R4	R5
学校数	220	261	293	314	308
支援回数 (延べ)	523	636	754	781	793

県立高等学校への巡回支援の実施状況

- <対象> 高等学校(R5 34校/155校)
- <取組> 個々の生徒のニーズに応じた組織的な支援体制づくりを推進
- <目的> 臨床心理士等の専門家を活用した巡回支援により、**個々の生徒への支援の充実、人材の育成、校内の支援体制の整備・充実**

	R1	R2	R3	R4	R5
学校数	32	33	32	32	34
支援回数 (延べ)	211	202	212	173	182

(2) 連続性のある多様な学びの場 ⑩ 特別支援学校のセンター的機能について

学校教育法第74条

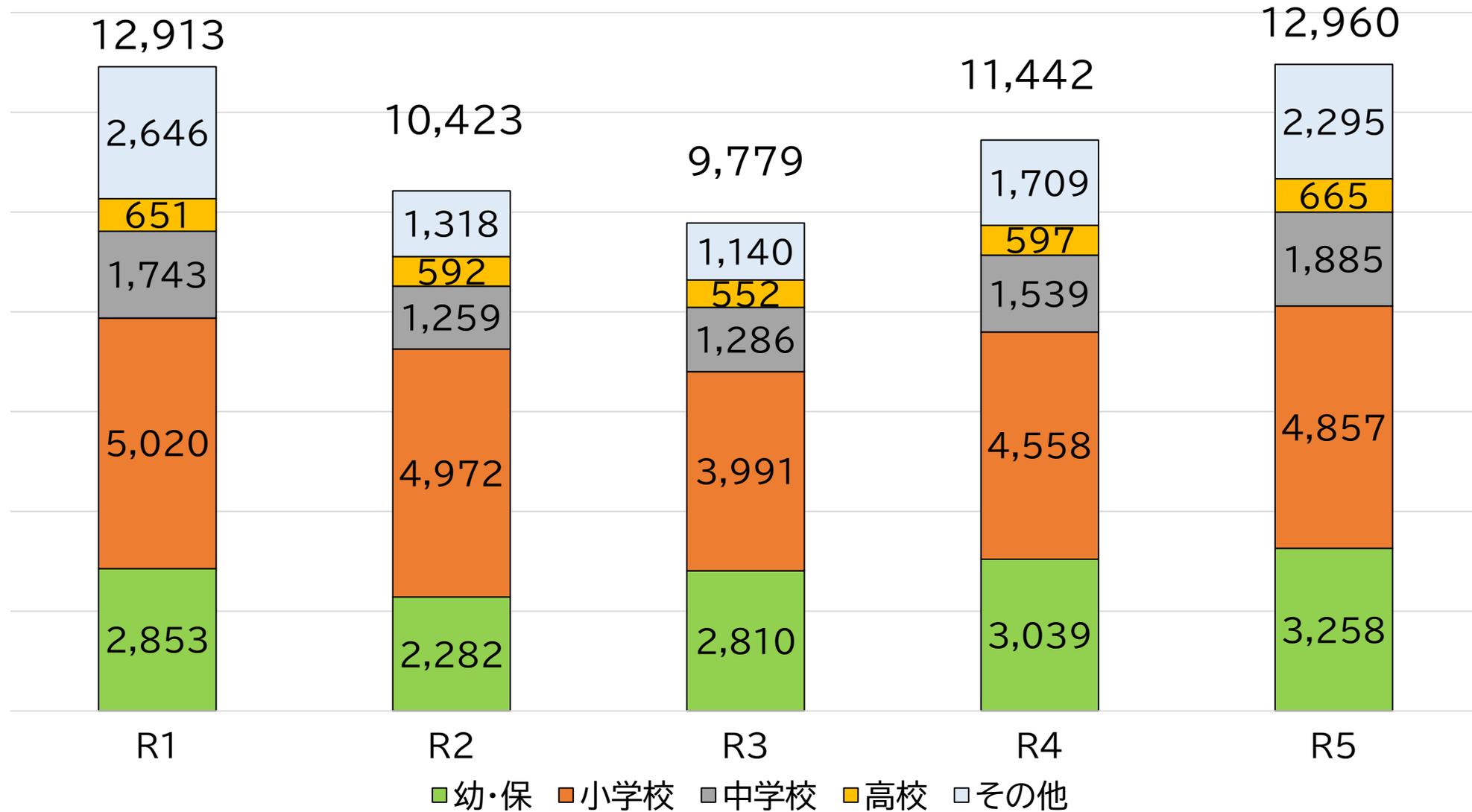
特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

特別支援学校のセンター的機能の6項目 (平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」より)	
①	小・中学校等の教師への支援機能
②	特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
③	障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
④	医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
⑤	小・中学校等の教師に対する研修協力機能
⑥	障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能

(2) 連続性のある多様な学びの場

① 特別支援学校のセンター的機能の実施状況(ア)～幼・保、小、中、高等学校、特別支援学校への支援件数の推移～

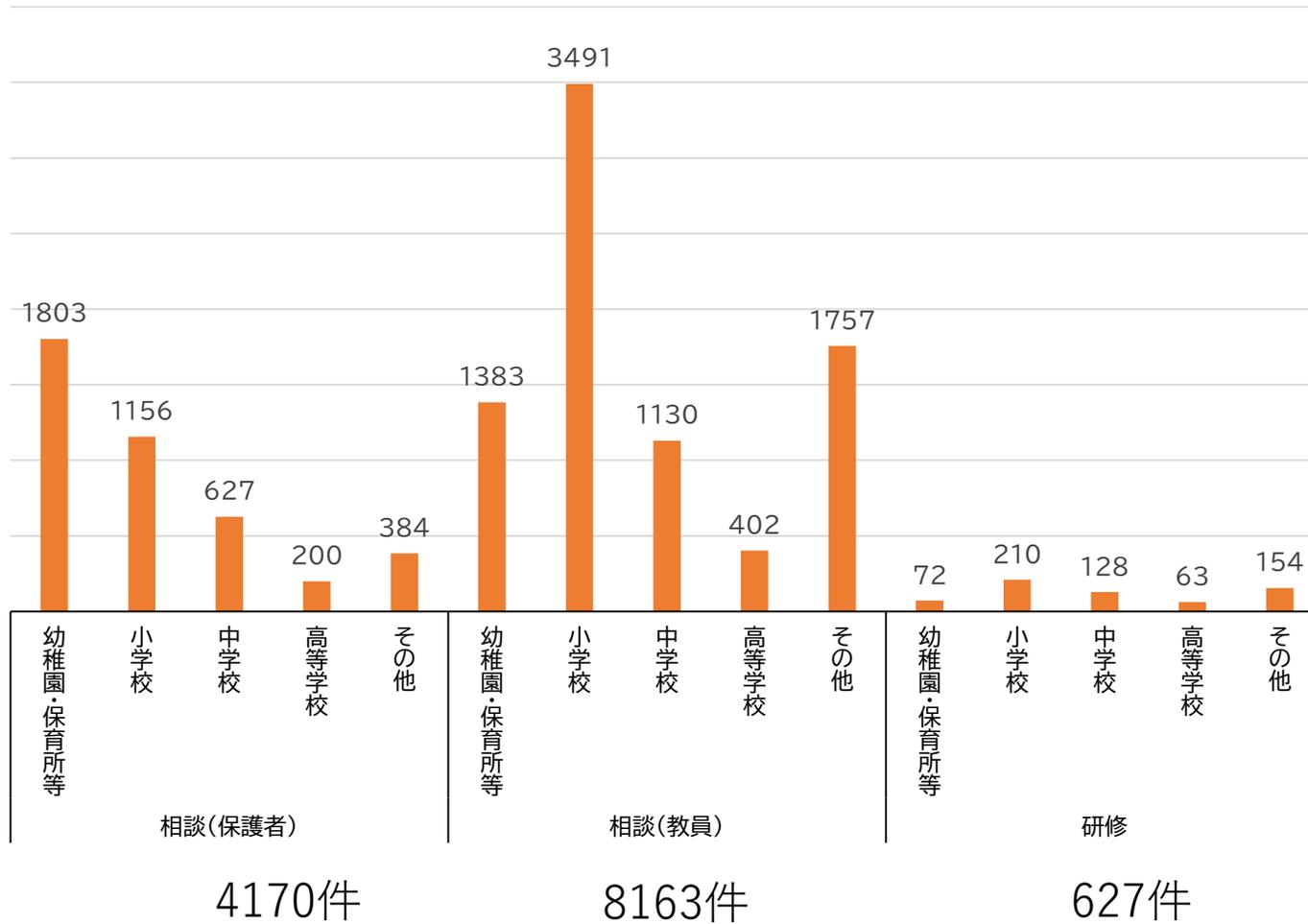
延べ件数



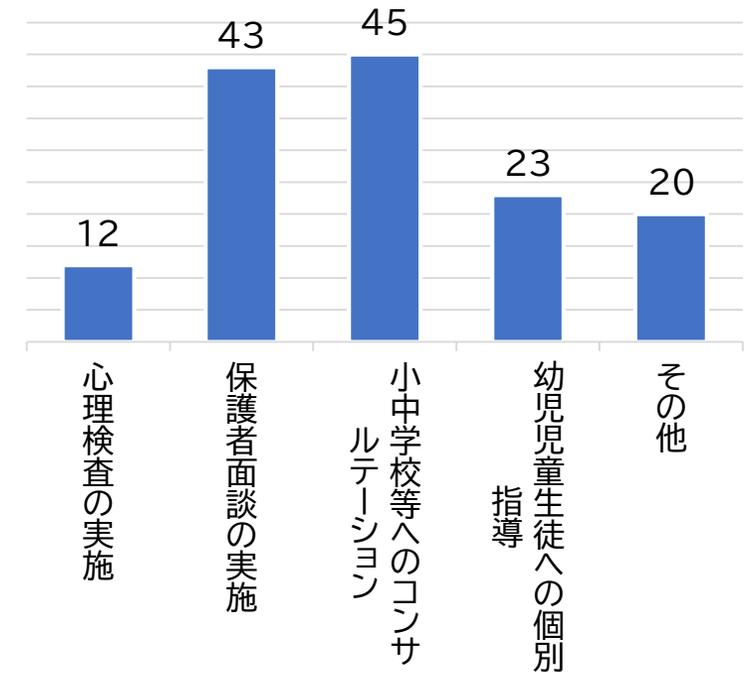
(2) 連続性のある多様な学びの場

① 特別支援学校のセンター的機能の実施状況(イ)～支援内容等について～

R5年度 内容別・校種別支援実績 (件)



令和5年度 特別支援学校のセンター的機能に係る相談内容(校)
(特別支援学校 38校、分校 12校、合計50校)



その他

- ・幼児児童生徒へのグループ指導
- ・聴力検査の実施
- ・聴覚管理
- ・教具の貸し出し
- ・支援会議等への参加
- ・授業づくりのサポート
- ・行政手続きの補助
- ・児童生徒への面談
- ・特別支援学校に関する情報提供

役割

- 1 学校内の関係者や関係機関との連絡調整
- 2 各学級担任への支援
- 3 巡回相談員や専門家チームとの連携
- 4 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

*発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン(平成29年3月 文部科学省)



特別支援教育コーディネーターに指名し、校務分掌に位置付ける。

全学校種(公立)におけるコーディネーターの指名状況等 令和4年5月1日現在

	小学校	中学校	高等学校
特別支援教育コーディネーターの指名	100%	100%	100%
コーディネーターの専任の割合	14.0%	19.8%	19.3%
コーディネーターの専任の割合(全国)	(17.4%)	(23.1%)	(31.5%)

令和6年5月1日現在

(参考)特別支援学校	100%
	67.4%

特別支援教育課調べ

「専任」:主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担えるよう、学校等において一定の配慮(学級・教科担任をもたないなど)がなされていること

令和5年10月27日付文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡

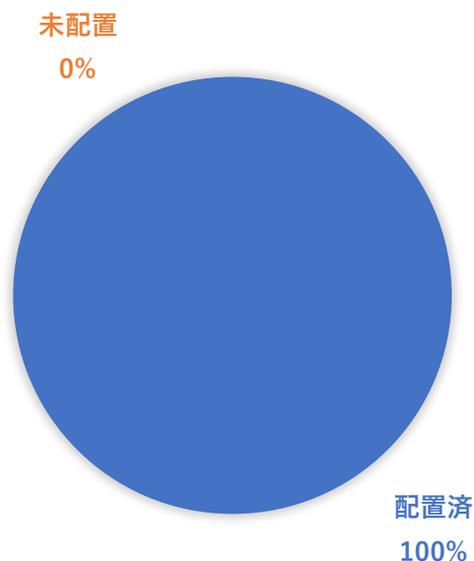
「病気療養児に関する実態調査」及び「特別支援教育体制整備状況調査等」の結果について(別添2)より埼玉県部分抜粋

令和6年度

埼玉県立特別支援学校38校、分校15校、合計53校における配置状況

配置人数: **129名**

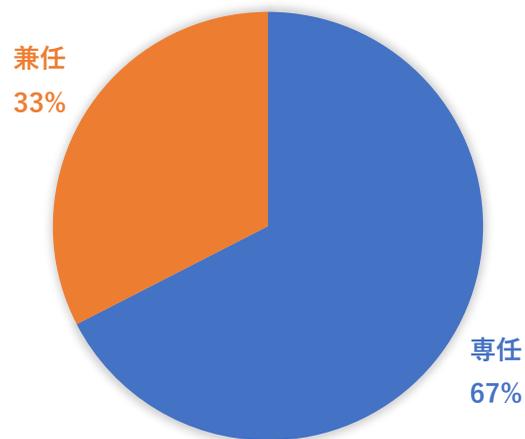
コーディネーター配置率



配置済 53校

未配置 0校

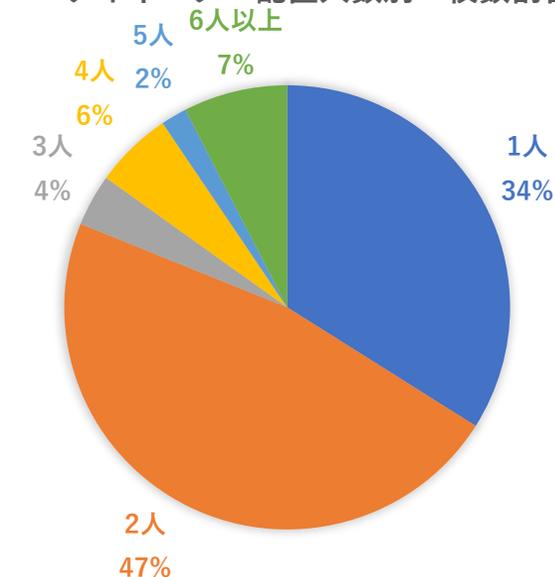
専任・兼任の別



専任 87人

兼任 42人

コーディネーター配置人数別 校数割合



1人 18校

2人 25校

3人 2校

4人 3校

5人 1校

6人以上 4校

(2) 連続性のある多様な学びの場

⑭ 特別支援教育コーディネーターの資質向上のための研修会の実施状況(総合教育センター特定研修)

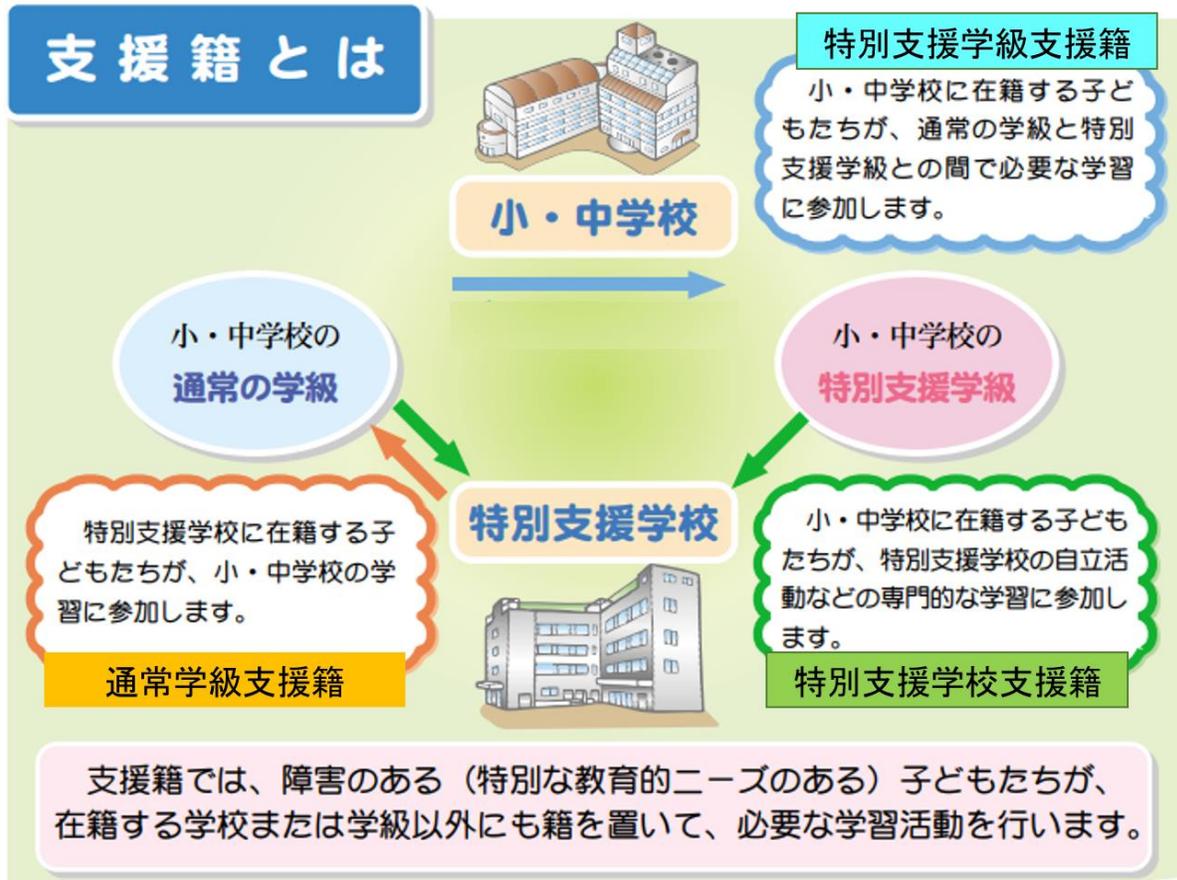
R5年度	小(人)	中(人)	高(人)	特(人)	合計(人)	日数
特別支援教育コーディネーター研修会(小中)	53	44			97	2
特別支援教育コーディネーター研修会 (特別支援学校基礎)				33	33	3
多様な生徒に寄り添う・支えるコーディネーター研修会 (高校基礎)			82		82	2
多様な生徒に寄り添う・支えるコーディネーター研修会 (高校実践)			50		50	2

研修会名	ねらい	内容		対象者
特別支援教育コーディネーター研修会 (小中)	特別支援教育コーディネーターの役割など基礎的・基本的な研修を実施し、校内支援体制を推進できる特別支援教育コーディネーターを養成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーターの役割と校内支援の実際 ・アセスメントの留意点と面接演習 ・校内支援体制の構築と外部連携の進め方 ・校内支援の実際とインシデントプロセス法事例研究 		市町村教育委員会が推薦する小学校、中学校等教員で、今年度、特別支援教育コーディネーターに初めて指名された者又は、今後、特別支援教育コーディネーターへの指名が見込まれる者、特別支援教育コーディネーター以外で、本研修会を受講したことがない者。
特別支援教育コーディネーター研修会 (特別支援学校基礎)	特別支援教育コーディネーターとしての基礎的知識及びその実践的技能の研修を行い、資質や専門性を高めるとともに、県内特別支援学校のセンター的機能の発揮に資する。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談者の役割と倫理 ・学校コンサルテーションについて ・特別支援学校のセンター的機能と特別支援教育コーディネーターの役割 ・通常の学級における支援の実際 等 		県立又は市立特別支援学校に勤務する教員で校長又は市教育委員会から推薦を受け、現在、特別支援教育コーディネーターに指名されて1年目の教員。又は、今後指名が見込まれる教員で本研修に参加希望がある者。
多様な生徒に寄り添う・支えるコーディネーター研修会(高校基礎)	特別支援教育コーディネーターによる校内支援の基礎的な研修を実施し、高等学校における特別支援教育の一層の普及・充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の現状と課題 ・高等学校における特別支援教育の推進について ・高等学校における通級指導教室の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における特別支援教育の推進 	高等学校において、今年度、特別支援教育コーディネーターに初めて指名された教員又は、今後、特別支援教育コーディネーターへの指名が見込まれる教員。
多様な生徒に寄り添う・支えるコーディネーター研修会(高校実践)	特別支援教育コーディネーターによる校内支援の基礎的な研修を実施し、高等学校における特別支援教育の一層の普及・充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター実践報告 ・地域実践交流 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校コンサルテーションと生徒支援の実際 	高等学校において特別支援教育コーディネーターとしての経験がある教員。

(2) 連続性のある多様な学びの場 ⑮ 小中学校等地域支援連携会議の実施状況

目的	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の特別支援教育のニーズの把握及び支援の在り方等を協議する。○ 市町村教育委員会指導主事と特別支援学校の特別支援教育コーディネーターとが連携を深め、地域の特別支援教育支援体制整備を推進する。
参加者	<ul style="list-style-type: none">○ 教育事務所担当指導主事○ 市町村教育委員会担当指導主事○ 県立特別支援学校特別支援教育コーディネーター
地区別協議 <協議・報告内容より>	<ul style="list-style-type: none">○ 特別支援学級や通級指導教室の増加に伴う教員の専門性の向上、人材確保について○ 市町村教育委員会と特別支援学校が連携した巡回相談、教育相談等の実施について○ 小・中学校からの要請に応じた特別支援学校のセンター的機能の実施状況について○ 支援籍学習の実施について○ 各市町村における就学支援委員会の効率的な運営についての工夫について○ 乳幼児に対する就学相談について

(2) 連続性のある多様な学びの場 ⑬ 支援籍学習について

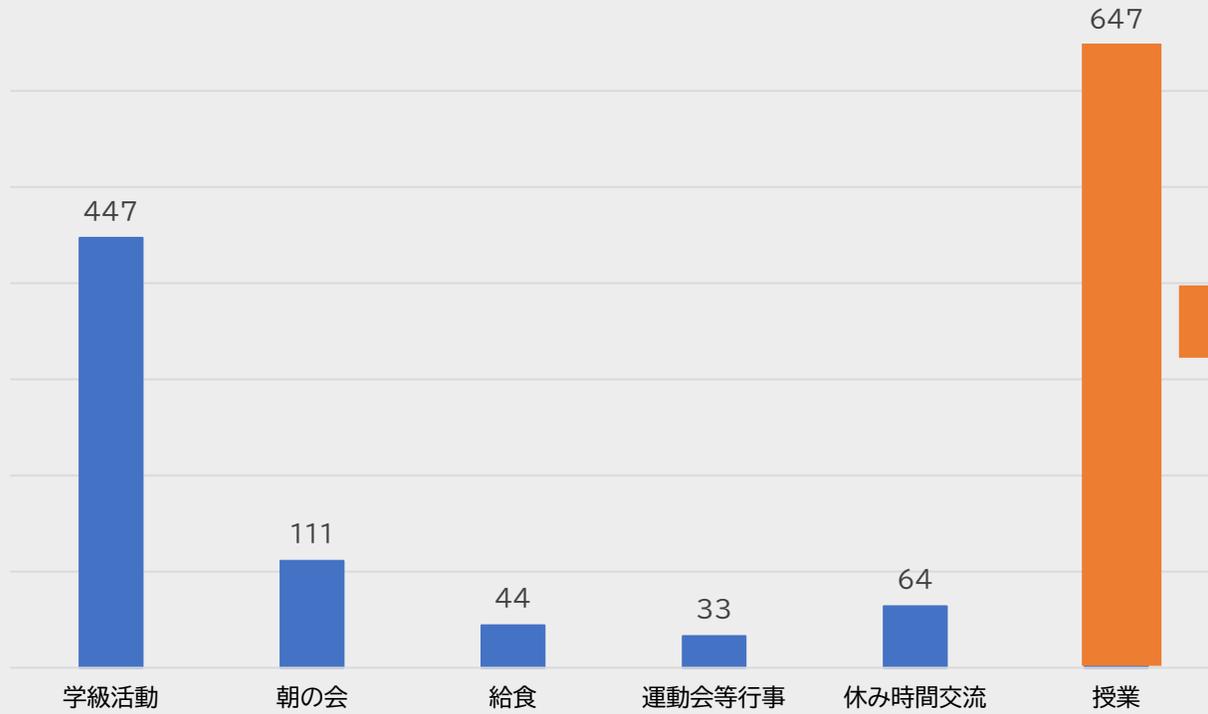


実施人数	H31	R2	R3	R4	R5
①通常学級支援籍	922	744	849	940	968
②特別支援学級支援籍	775	870	1008	1,017	1,111
③特別支援学校支援籍	90	68	72	92	89

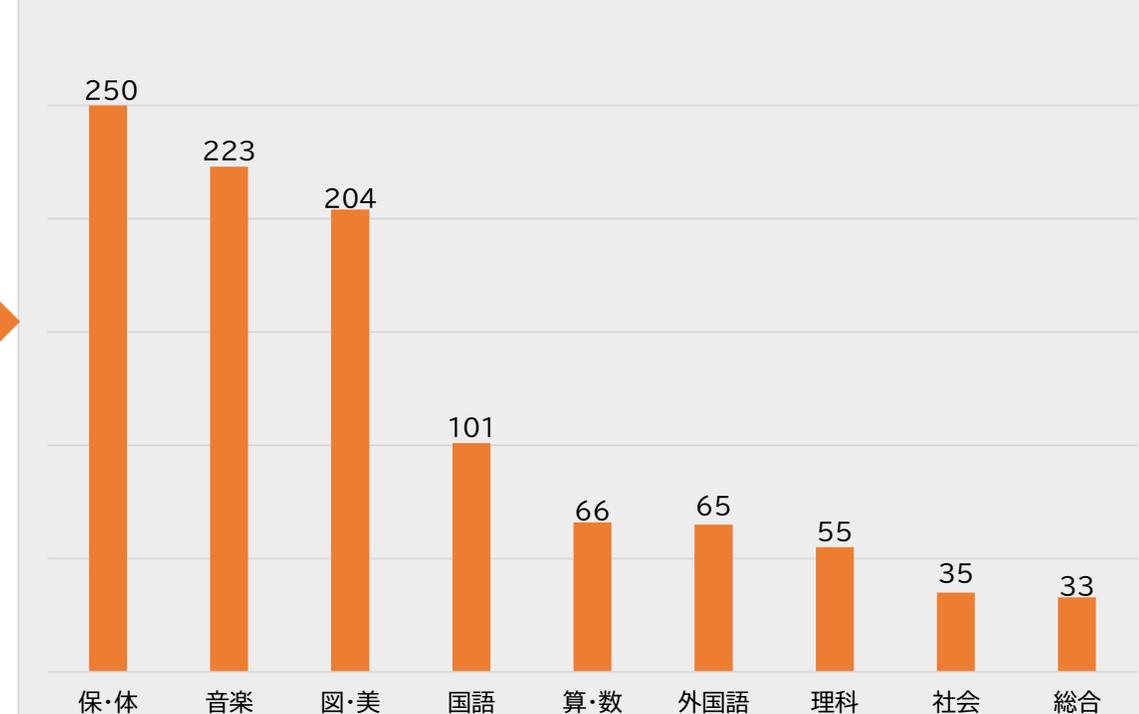
- ①通常学級支援籍
運動会や文化祭、音楽、体育、生活、総合的な学習の時間などに参加し学習する。
- ②特別支援学級支援籍
通常の学級での支援に加えて、より特別な支援が必要な支援が必要な場合、個別に専門的な学習をする。
- ③特別支援学校支援籍
障害に基づく困難を改善するための専門的な学習（自立活動等）をする。

(2) 連続性のある多様な学びの場 ⑰ 通常学級支援籍学習の主な学習内容

主な内容別実施人数(重複あり) (人)



主な授業別実施人数内訳(重複あり) (人)



*一人で複数内容を実施している例が多数あるため、人数は重複している。授業も同様。

○その他特徴的な取組(抜粋)

- ・特別支援学校の教材紹介や一緒にできるスポーツ(ボッチャ等)を取り入れた、授業実践。
- ・全校児童が参加する新入生を迎える会に参加する。
- ・特別支援学校の児童が、居住地校の児童の登校班に所属して、朝一緒に登校する。また、下校時に一緒に下校する。
- ・手紙や映像レターの交換、Web会議システムを取り入れた間接交流を実施。

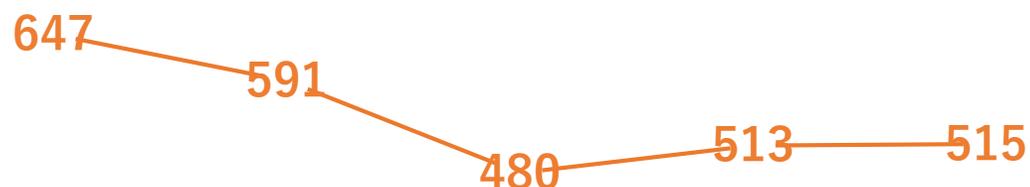
(2) 連続性のある多様な学びの場 ⑱ 通常学級支援籍学習を支えるボランティア育成の状況

通常学級支援籍学習を実施するためには……

担任等が児童生徒に付き添う必要がある。

↳ 空いた穴を埋める**後補充**等を目的として、特別支援学校で**ボランティア**を育成

ボランティア登録者数（人）

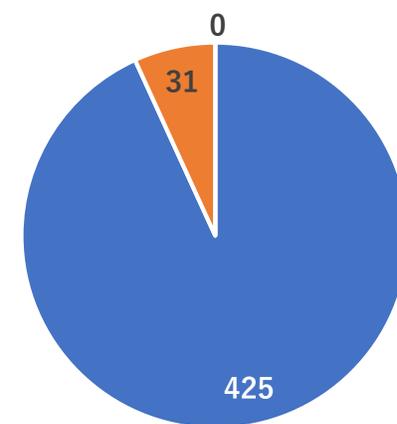


R5年度ボランティア活用状況

計 **456** 回

後補充	425
付添	31
送迎	0

R5年度ボランティア活用状況（件）



■ 後補充 ■ 付添 ■ 送迎

ボランティア活用に係る課題（学校意見から抜粋）

- ・ボランティアが高齢化している。体力面に課題あり。
- ・ボランティアに依頼できない業務もある。
- ・コロナ以降以前の方が入ってくれず、学生が中心。
- ・学生ボランティアが継続しない。
- ・お願いする業務・希望日のマッチングが難しい。
- ・新型コロナ流行の影響でボランティアが減少して、後補充の依頼ができなかった。 etc...

(2) 連続性のある多様な学びの場 ⑨ 高校内分校と高等学校との交流及び共同学習の実施状況

高等学校との交流及び共同学習の状況(令和5年度中の状況) (令和5年度までに開校の10校)	
文化祭・体育祭・学園祭	10校
合同避難訓練	7校
対面式	6校
芸術鑑賞会	5校
教科学習(体育6校、音楽3校)	9校
部活動交流	4校
講座・講演の合同受講	3校
薬物乱用防止教室等合同実施	3校

高校内分校について	高校の施設・敷地内に設置した知的障害特別支援学校高等部の分校である。教科別の指導を基本とし、職業教育の充実のため、教科「職業」に重点を置いた教育を行う。卒業後は一般就労(障害者雇用)を目指す。
対象	知的障害があり、自力通学が可能な生徒
定員	1学年16名(1学年2クラス)
通学区域	県内全域

高校内分校(開校年度)	開校年度	設置高等学校
県立大宮北特別支援学校さいたま西分校	H20	県立大宮武蔵野高等学校
県立草加かがやき特別支援学校草加分校	H20	県立草加西高等学校
県立川越特別支援学校川越たかしな分校	H20	県立川越初雁高等学校
県立越谷西特別支援学校松伏分校	R3	県立松伏高等学校
県立春日部特別支援学校宮代分校	R4	県立宮代高等学校
県立上尾特別支援学校上尾南分校	R4	県立上尾南高等学校
県立騎西特別支援学校北本分校	R4	県立北本高等学校
県立狭山特別支援学校狭山清陵分校	R5	県立狭山清陵高等学校
県立久喜特別支援学校白岡分校	R5	県立白岡高等学校
県立川口特別支援学校鳩ヶ谷分校	R5	県立鳩ヶ谷高等学校
県立上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校	R6	県立大宮商業高等学校
県立所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校	R6	県立新座柳瀬高等学校
県立三郷特別支援学校三郷北分校	R6	県立三郷北高等学校

(2) 連続性のある多様な学びの場 ⑳ 県内公立学校のバリアフリー化の状況(校舎)

令和5年9月1日現在 (%)

	バリアフリー トイレ	段差解消 門から建物の前まで	段差解消 昇降口・玄関等から 教室等まで	エレベーター (一階建て含む)
公立小中学校	78.5	89.1	68.7	25.8

埼玉県教育局財務課より

令和5年9月1日現在 (%)

	バリアフリー トイレ	段差解消 門から建物の前まで	段差解消 昇降口・玄関等から 教室等まで	エレベーター (一階建て含む)
県立高校	100	94.9	84.7	24.1
県立特別支援学校	100	100	89.6	85.4

埼玉県教育局財務課より

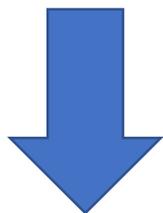
(3) 一貫した教育支援 ① 就学先決定の手続き

【平成25年9月1日(学校教育法施行令改正)以降】

障害のある児童生徒の
就学先決定

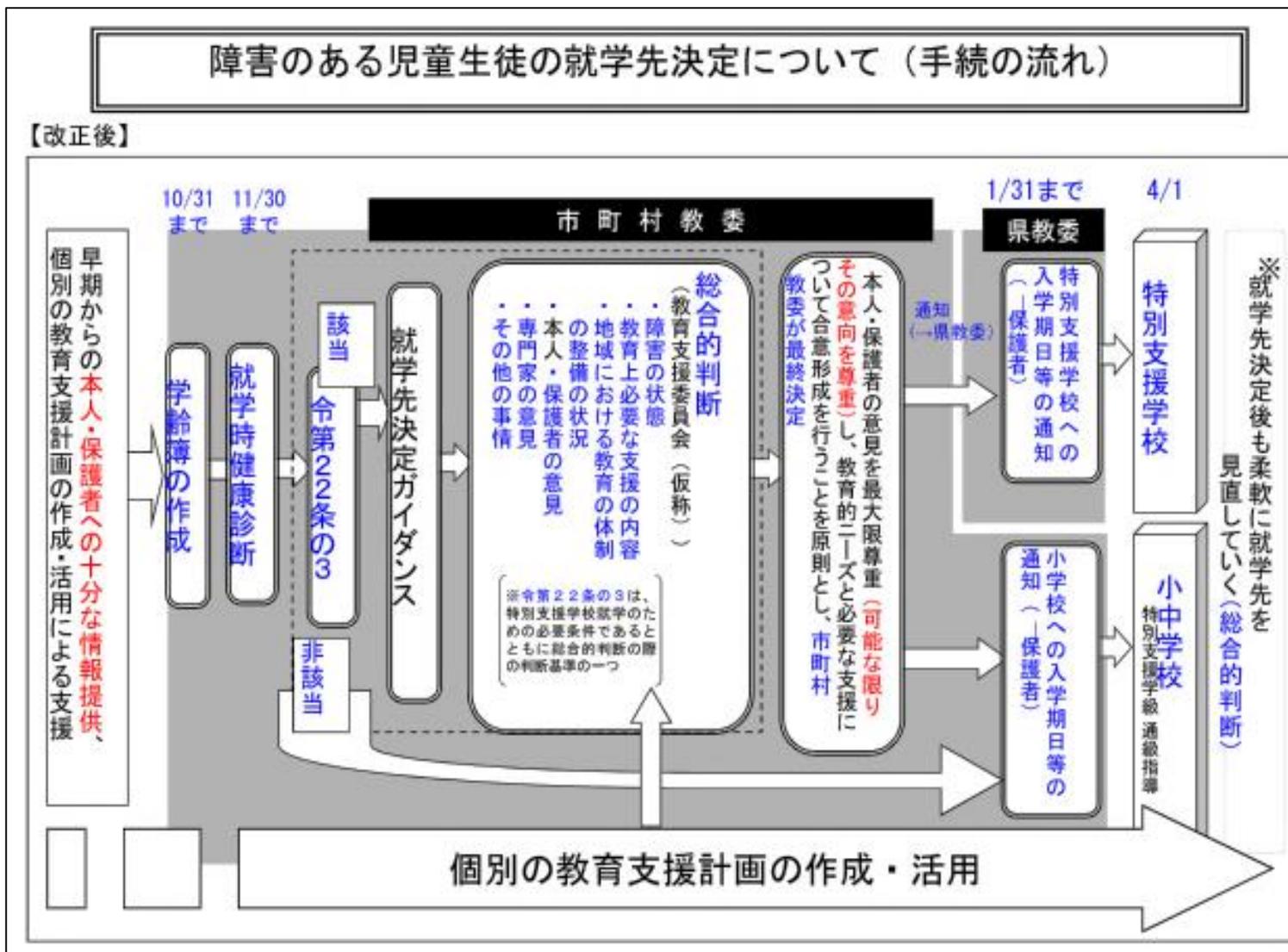
H25 法改正前

原則
特別支援学校に就学



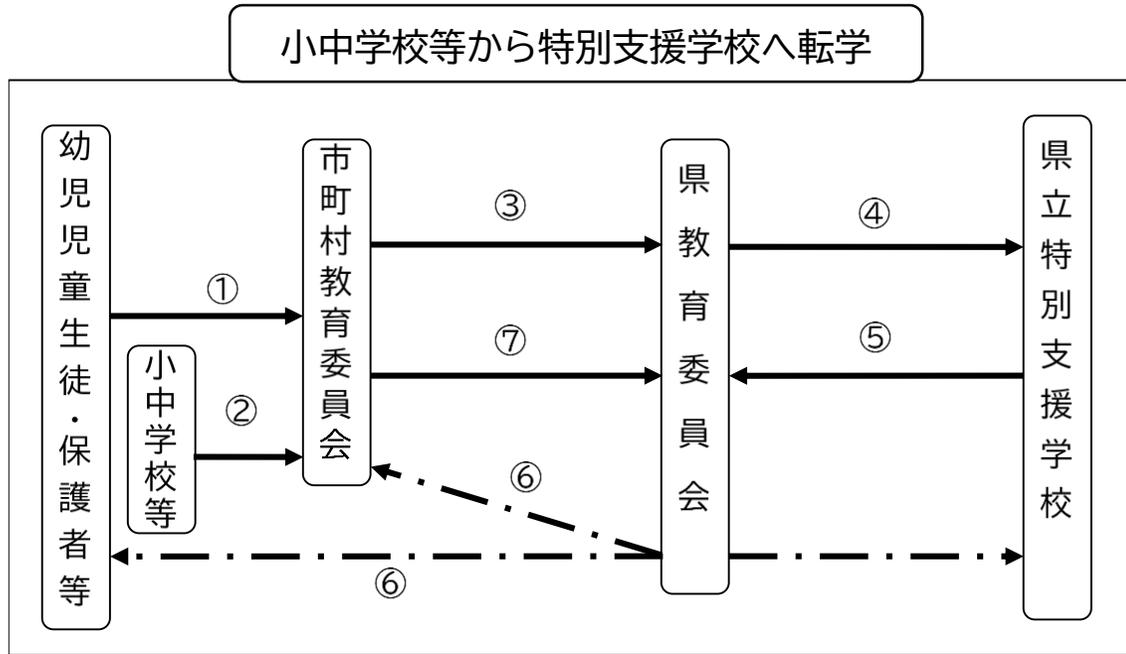
H25 法改正後

総合的な観点から
就学先を決定

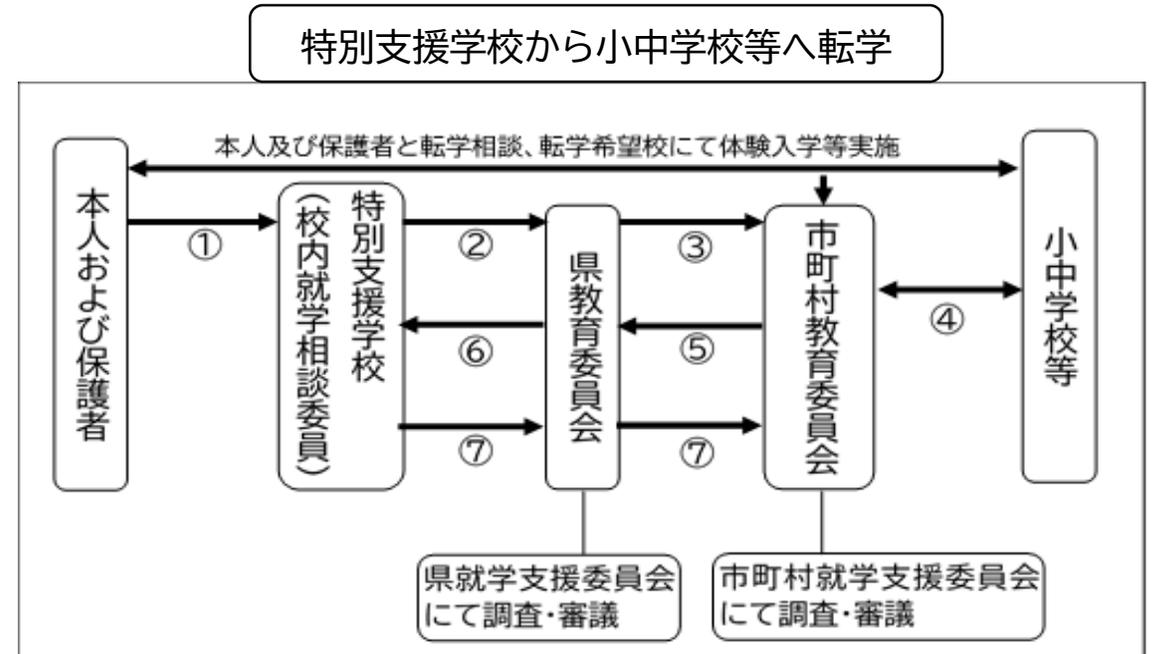


(3) 一貫した教育支援 ② 就学後の学びの場の見直しの手続きの流れ

就学時に、学びの場が固定されない



埼玉県就学事務手続実施要項(令和5年9月1日版)より



埼玉県就学事務手続実施要項(令和5年9月1日版)より

県・市町村教育委員会

【就学後の学びの場の柔軟な見直しに係る基本的な考え方】

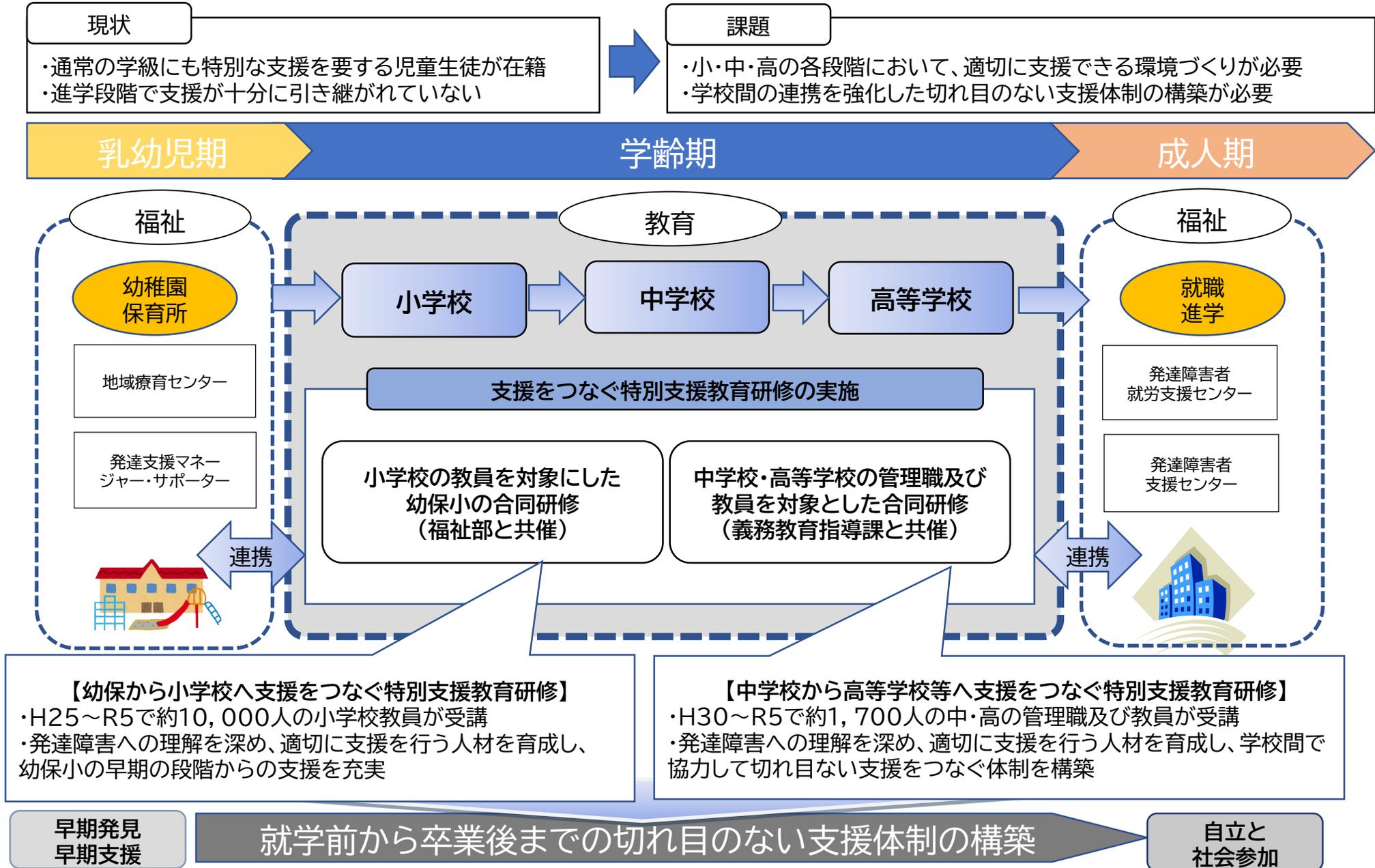
- ・ 発達 の 程度、適 応 の 状 況、各 教 科 等 の 学 習 の 習 得 状 況、自 立 活 動 の 指 導 の 状 況、交 流 及 び 共 同 学 習 の 実 施 時 間 数 の 状 況 等 を 勘 案
- ・ 学 び の 場 の 変 更 や 転 学 が で き る こ と の 関 係 者 の 共 通 理 解
- ・ 市 町 村 教 育 委 員 会 に よ る 定 期 的 な 教 育 相 談
- ・ 子 供 の 教 育 的 ニーズ の 整 理 と、必 要 な 支 援 内 容 の 検 討 ・ 確 認
- ・ 教 育 支 援 委 員 会 等 の 助 言 を 得 つ つ、学 び の 場 の 柔 軟 な 見 直 し

(「障害のある子供の教育支援の手引き」より)

(3) 一貫した教育支援 ③ 市町村教育委員会特別支援教育担当者への支援

令和6年度実施	ねらい	内容	参加対象
市町村教育委員会 特別支援教育担当者 連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育に係る教育行政施策等について担当者の理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の特別支援教育の施策等について ○ 就学に係る相談について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村教育委員会特別支援教育担当者 ○ 教育事務所担当者 ○ 総合教育センター担当者
市町村教育委員会 特別支援教育担当者 研修会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初めて特別支援教育を担当する研修希望者が、特別支援教育に関する基礎的な事項を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な支援を要する児童生徒への支援・配慮 ○ 適切な就学に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初めて特別支援教育を担当する市町村教育委員会特別支援教育担当者 ○ 教育事務所担当者

(3) 一貫した教育支援 ④ 切れ目のない支援体制の構築に向けた取組の実施状況



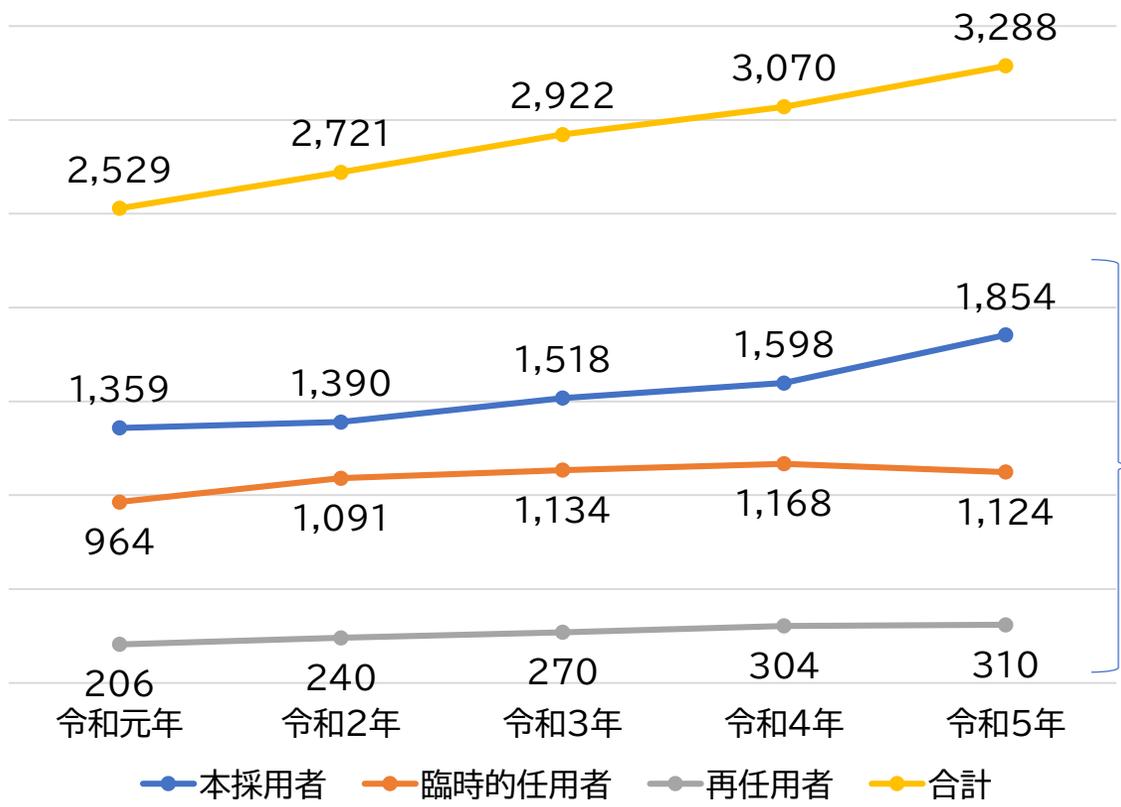
(4) 特別支援教育を担う教職員 ① 埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標

校長(管理職)	学校経営	人材育成	教育実践・ カリキュラム開発	外部連携
<p>校長は、生徒等の豊かな学びを充実させるため、学び続ける教職員を育成する等、教育課題に対して適切に対処するための学校組織を構築する。</p> <p>副校長・教頭は、校長の補佐役として、これまでの豊富な経験を生かして教職員への指導・支援を行う等、広い視野で学校経営に資する専門性を発揮する。</p>	<p>【学校経営方針や重点目標の策定・周知】 学校の実態や課題を踏まえ、教職員の共通理解を深めながら、学校経営方針や重点目標を策定し、学校内外に周知する。</p> <p>【学校組織マネジメントの推進】 国や県及び市町村の教育施策・制度を理解するとともに、教職員がチームとして連携し協働する理念のもとで、学校運営への参画意識を高め、学校組織全体の改善に取り組む。</p> <p>【危機管理】 生徒等の心身の安心・安全を確保するため、学校安全を優先し、日頃から教職員の危機管理意識を高め、学校において生じる様々な傷病・事故を未然に防止する体制を構築する。</p>	<p>【教職員への指導】 積極的に職場内に意思疎通の機会を設け、服務規律の徹底について指導・管理するとともに、職責を自覚し、絶えず自己研鑽に励み、教職員に模範を示す。</p> <p>【多様な人材を生かすマネジメント】 教職員の自発性、創造性、専門性が発揮されるよう、学校課題等に関する意見交換を通じて、教職員相互のよりよいコミュニケーションづくりを進め、教職員の多様な適性等を生かした学校文化を醸成する。</p> <p>【学び続ける教職員の育成】 多様なキャリアパスの在り方を踏まえ、校内研修、授業研究等の日常的な学びを充実させるとともに、教職員個々のキャリアステージに応じた研修受講を奨励し、自律的な成長をサポートする。</p>	<p>【カリキュラム・マネジメント】 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を推進するため、地域等と連携し、創意を生かした教育課程を編成・管理する。</p> <p>【情報化・デジタル化への対応】 ICTを活用しながら、学校における様々なデータを収集・整理・分析し、校務のデジタル化を推進する。</p> <p>【生徒等の指導・支援体制の構築】 生徒等の自己実現を支援するため、生徒等の実情に基づいた生徒指導を推進するとともに、生徒等一人一人の多様なニーズに適切かつ組織的に対応する組織体制を構築する。</p>	<p>【開かれた学校づくり】 学校の魅力に関する情報を積極的に発信し、家庭・地域等に説明責任を果たすとともに、学校評価懇話会等において、生徒、保護者、地域との意見交換を丁寧に行い、教育活動に対する理解を深め、信頼関係を構築し、連携・協働する。</p> <p>【先進的な教育実践の収集・活用】 交渉力を発揮し、学校外部との多様な学びのネットワークを開拓・充実するとともに、自校の課題に応じて、他校等の先進的な教育実践等を収集・整理・分析し、学校運営に生かす。</p>

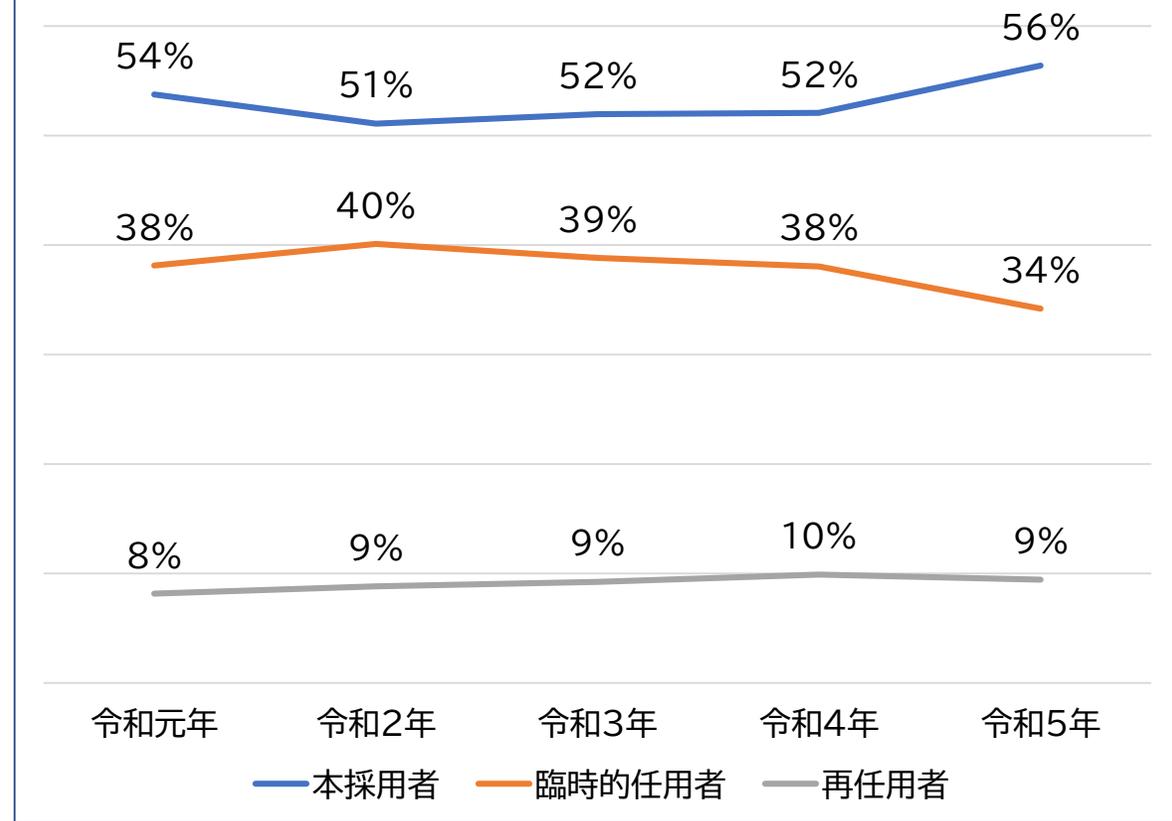
教諭	採用前	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
キャリアステージ	養成期	基盤形成・協力期	充実・推進期	深化・中核期	発展・後進育成期
特別な配慮や支援を必要とする生徒等への対応	特別な配慮や支援を必要とする生徒等の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や学習上・生活上の支援方法を身に付ける。	特別な配慮や支援を必要とする生徒等に関する基本的な知識や考え方を身に付け、その特性や教育的ニーズを踏まえ、一人一人に応じた支援を行う。 ユニバーサルデザインの視点を意識した環境づくりを行う。	特別な配慮や支援を必要とする生徒等の特性に応じた理解を深めるとともに、多様性を認め共に成長する集団づくりに他の教職員と協働して取り組む。 教科・学年等と連携し、効果的な指導法の情報発信を行い、校内で共有・活用する。	特別な配慮や支援を必要とする生徒等の課題を把握し、学年等において機能的な組織づくりを推進する。 生徒等の自立を支える校内体制づくりを行い、外部機関との連携を適切に行う。	外部機関との連携を図り、学校全体として、特別な配慮や支援を必要とする生徒等個々の実態に応じた適切な指導・支援体制構築の中核となる。 学校全体でインクルーシブ教育システムに取り組むことの意義について、教職員相互の共通理解を深める。

(4) 特別支援教育を担う教職員
 ② 特別支援学級、通級による指導担当教員の人数推移・構成割合(小・中学校)(ア)

採用形態別の人数推移及び合計人数の推移

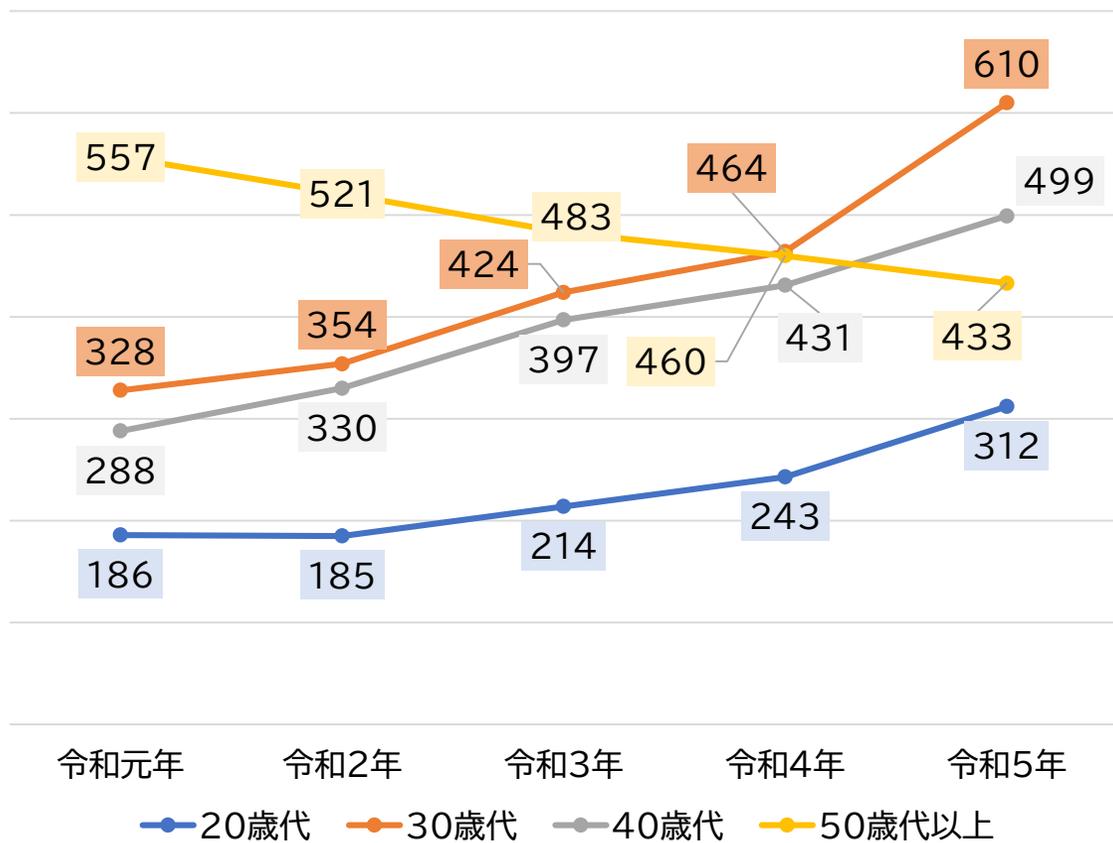


採用形態別の割合

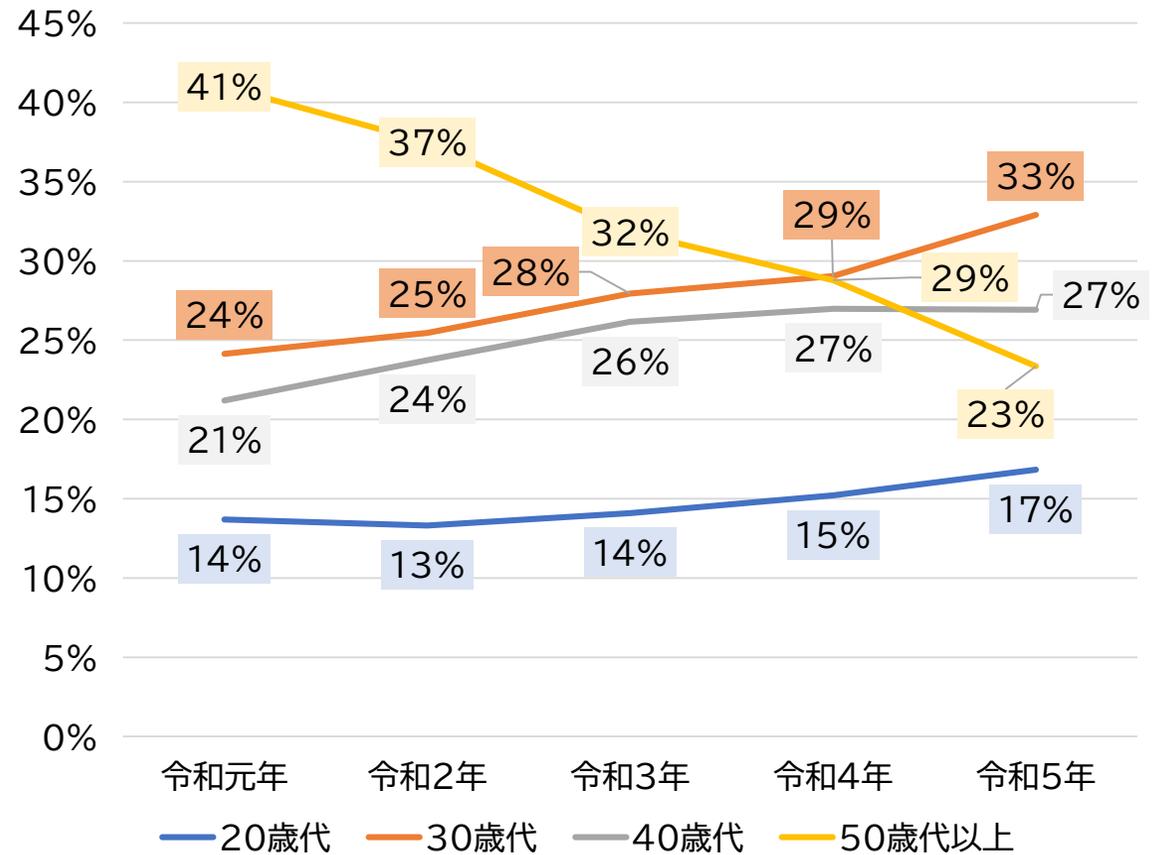


(4) 特別支援教育を担う教職員
 ② 特別支援学級、通級による指導担当教員の人数推移・構成割合(小・中学校)(イ)

本採用者の年齢構成別人数推移

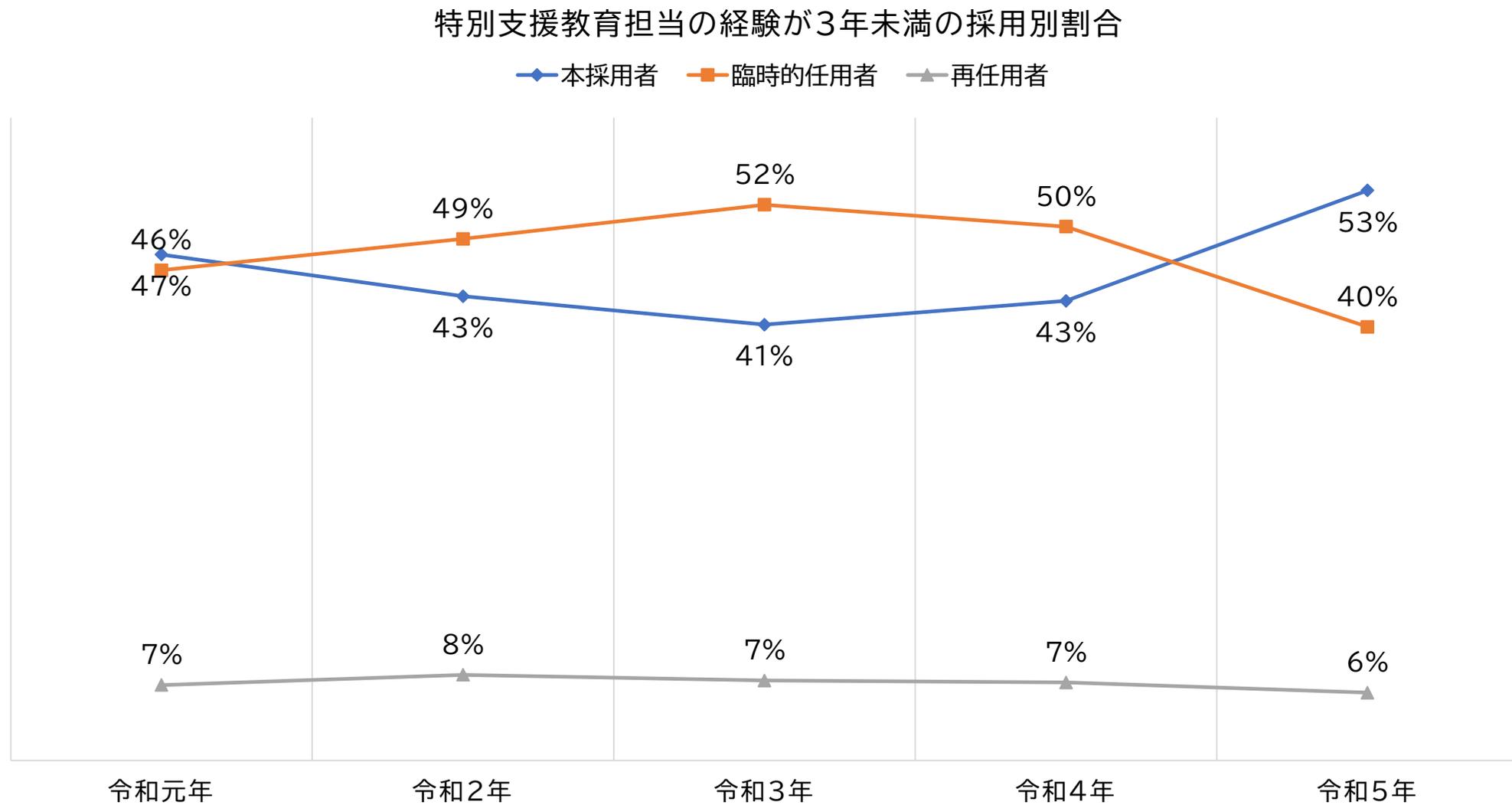


本採用者の年齢構成別の割合推移



(4) 特別支援教育を担う教職員

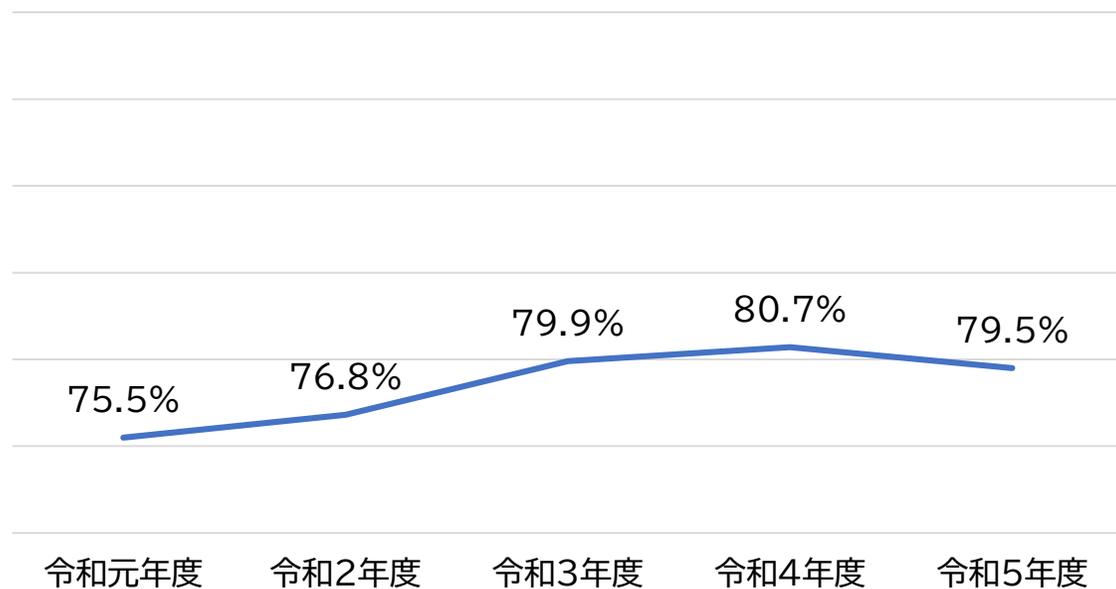
② 特別支援学級、通級による指導担当教員の人数推移・構成割合(小・中学校)(ウ)



(4) 特別支援教育を担う教職員

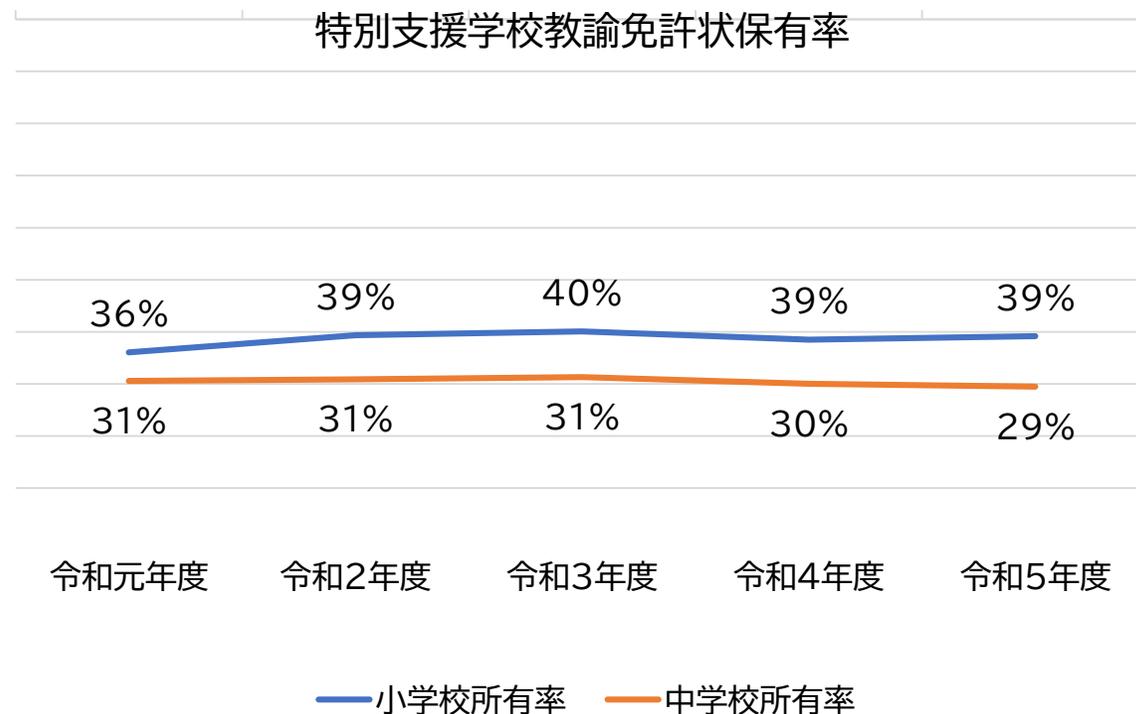
③ 埼玉県公立特別支援学校教員及び特別支援学級担当教員における特別支援学校教諭免許状保有率

特別支援学校教諭免許状の保有率 (当該障害種の免許状保有状況)



文部科学省
特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果の概要
(各年度5月1日現在)

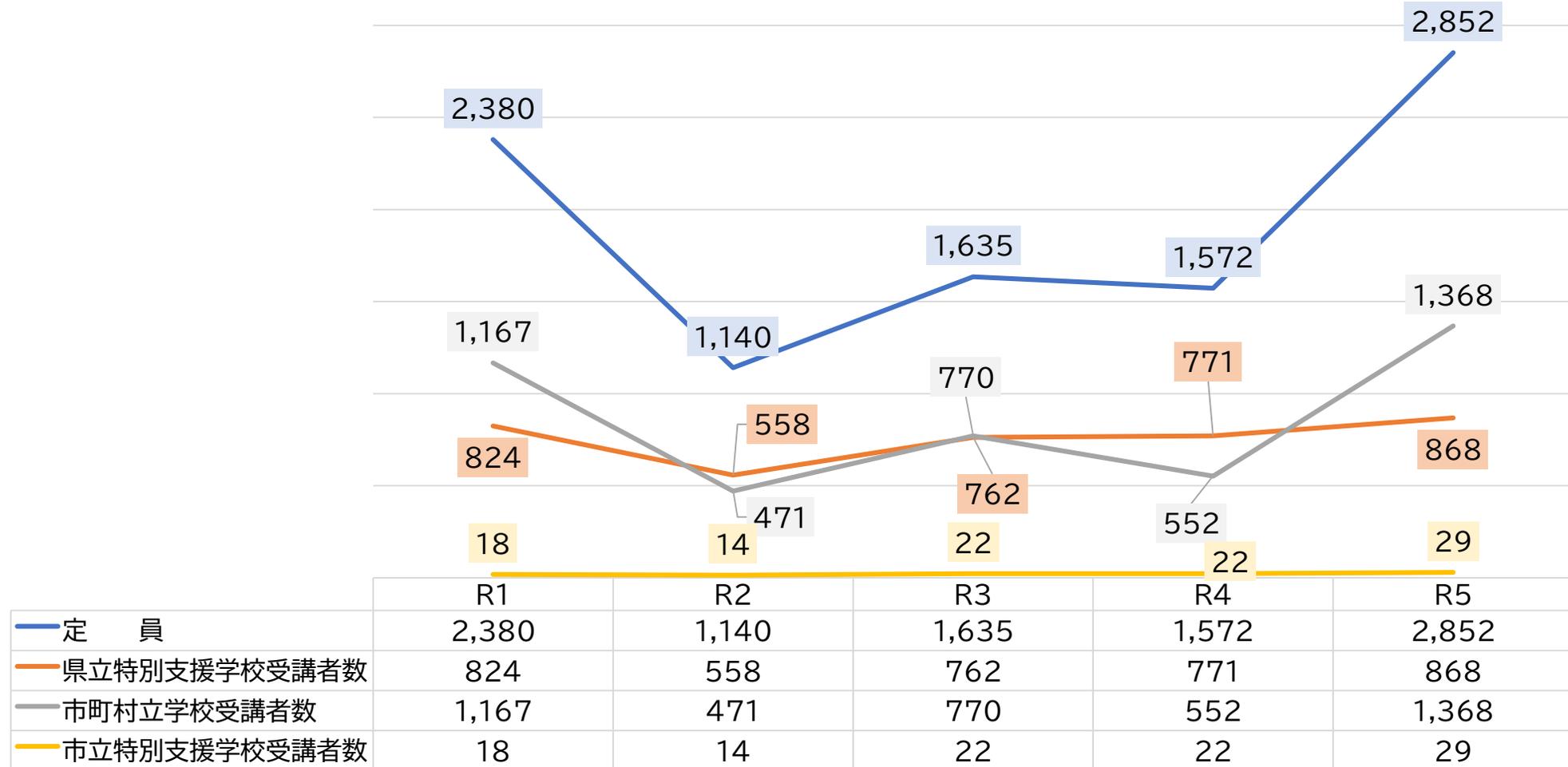
特別支援学級担当教員(本務者)の 特別支援学校教諭免許状保有率



文部科学省 学校基本統計の埼玉県分(各年度5月1日現在)

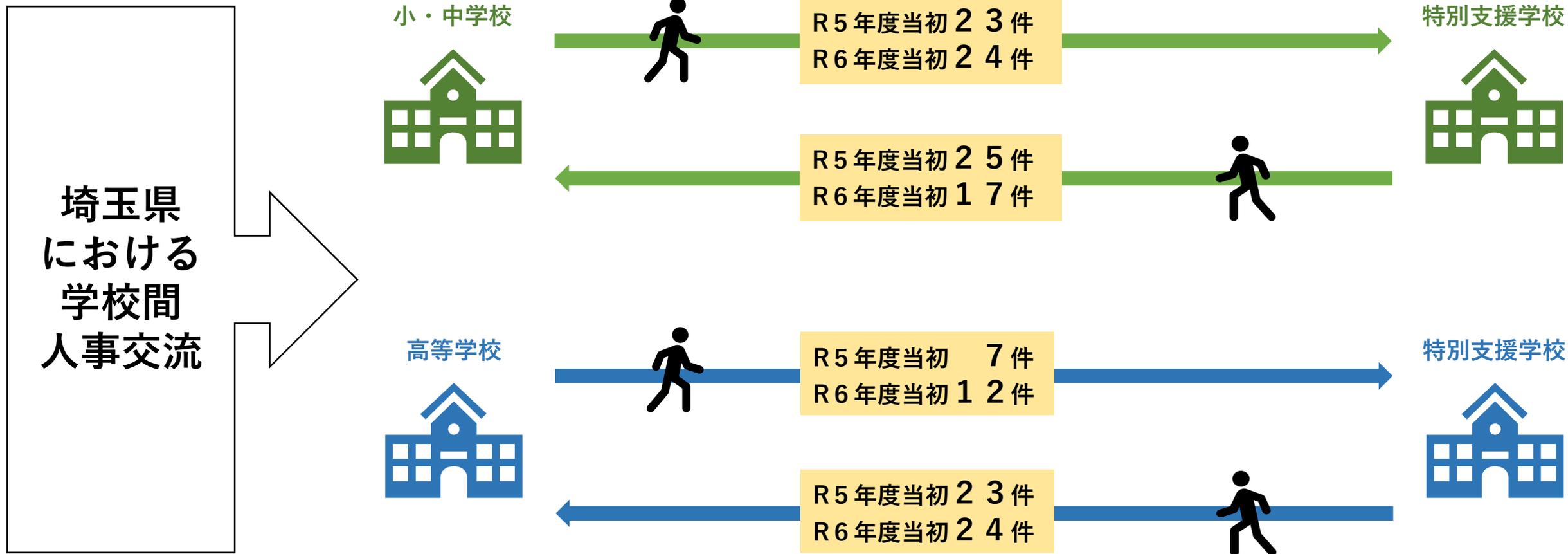
(4) 特別支援教育を担う教職員 ④ 埼玉県の免許法認定講習の定員及び受講者数の推移

免許法認定講習の定員及び特別支援学校等の受講者数について



*他に、県立高校、さいたま市、私立学校等の教員が受講している。

(4) 特別支援教育を担う教職員 ⑤ 小・中・高と特別支援学校間の人事交流の人数



小・中・高と特別支援学校間では人事異動による人事交流を行っています。また、小中学校と特別支援学校間では2年間を期限とした期限付交流も行っています。教員の視野を広め資質の向上を図るとともに、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育の充実に資することを目的としております。期限付交流の戻り先は、同一校種(市内転補もある)が原則です。

人事交流	R5年度当初	R6年度当初
小中学校→特別支援学校	23件	24件
特別支援学校→小中学校	25件	17件
高等学校→特別支援学校	7件	12件
特別支援学校→高等学校	23件	24件

(4) 特別支援教育を担う教職員

⑥ 特別支援学級、通級による指導担当者の資質向上のための研修実施状況(総合教育センター特定研修)

研修参加者数及び実施日数

R4年度	小	中	合計	日数
通級指導教室新担当教員研修会	50人	5人	55人	6日
特別支援学級新担当教員研修会 (本採用者対象)	169人	119人	288人	5日
特別支援教育担当者育成研修会 (臨時的任用者対象)	170人	128人	298人	2日

R5年度	小	中	合計	日数
通級指導教室新担当教員研修会	52人	13人	65人	6日
特別支援学級新担当教員研修会 (本採用者対象)	215人	132人	347人	5日
特別支援学級新担当教員研修会 (臨時的任用者対象)	152人	138人	290人	2日